

東海第二発電所

耐津波設計方針について

平成29年8月29日

日本原子力発電株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は商業機密又は
防護情報の観点から公開できません。

目 次

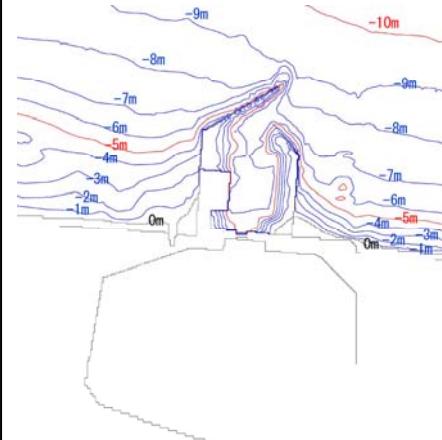
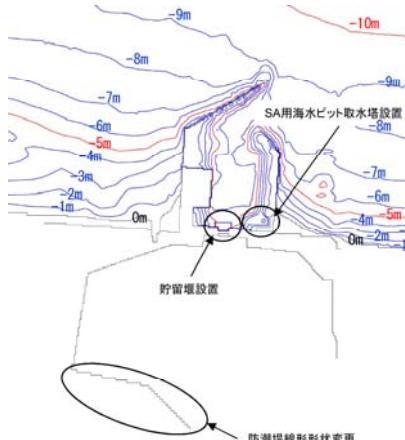


留意事項	3
1. 東海第二発電所の耐津波設計方針	5
2. 津波防護対象の選定	8
3. 敷地の地形・施設の配置等の把握(敷地の特徴)	9
(1) 敷地の特徴	9
(2) 施設の配置状況	12
(3) 敷地の地質分布	13
(4) 敷地周辺の主な人工構造物	14
4. 基準津波の策定	15
5. 入力津波の設定	19
(1) 入力津波の設計因子と設定位置	19
(2) 入力津波の設定	22
6. 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針	31
7. 敷地の特性に応じた津波防護の概要	32
8. 敷地への浸水防止(外郭防護1)	34
(1) 遷上波の地上部からの到達, 流入防止	34
(2) 取水路, 放水路等の経路からの津波の流入防止	37
9. 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)	44
10. 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)	46
(1) 浸水防護重点化範囲の設定	46
(2) 浸水防護重点化範囲における浸水対策	47
11. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止	50
(1) 非常用海水冷却系の取水性	50
(2) 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認	52
12. 津波監視設備	60

【留意事項】

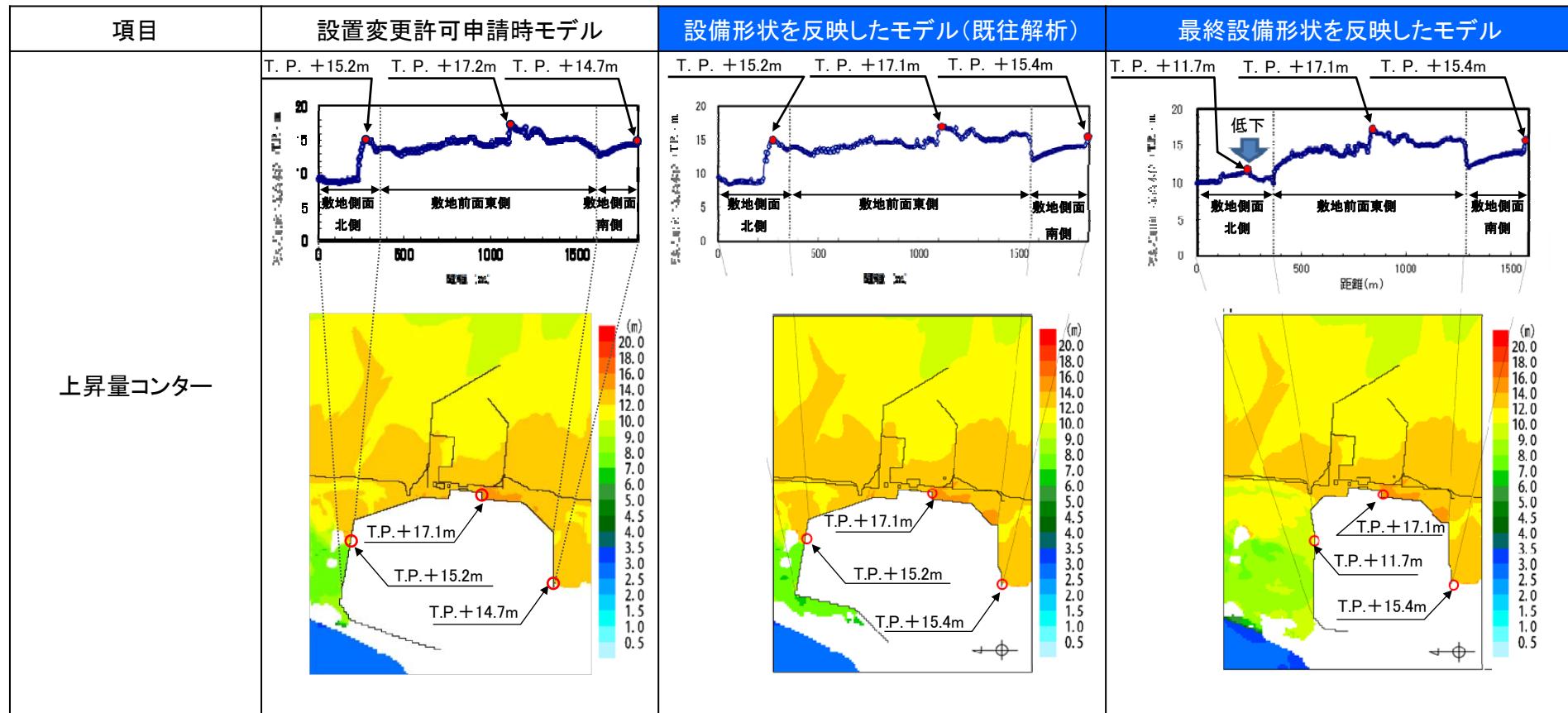
- ◆基準津波の遡上波の地上部から敷地への到達、流入を防止するために設置する防潮堤については、平成27年7月13日審査会合（第486回）において、鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の構造を摩擦杭から岩着支持杭に変更すること及び敷地北側の防潮堤設置ルートを変更※することを説明した。
- ◆防潮堤設置ルートの変更を踏まえた津波遡上解析の結果、下表に示すとおり、敷地前面東側及び敷地側面南側の防潮堤前面の最高水位に変化はなく、敷地側面北側の防潮堤の最高水位は低下することを確認した。
- ◆このため、耐津波設計方針において用いる施設の設計・評価のための入力津波については、保守的に既往の解析結果を使用している。
※：「低レベル放射性廃棄物埋設事業所廃棄物処理施設（L3事業所）」及び他事業所施設の地下水水流況に影響を及ぼす可能性を考慮し、防潮堤ルートを変更

【防潮堤設置ルート変更に伴う防潮堤前面における津波水位（1／2）】

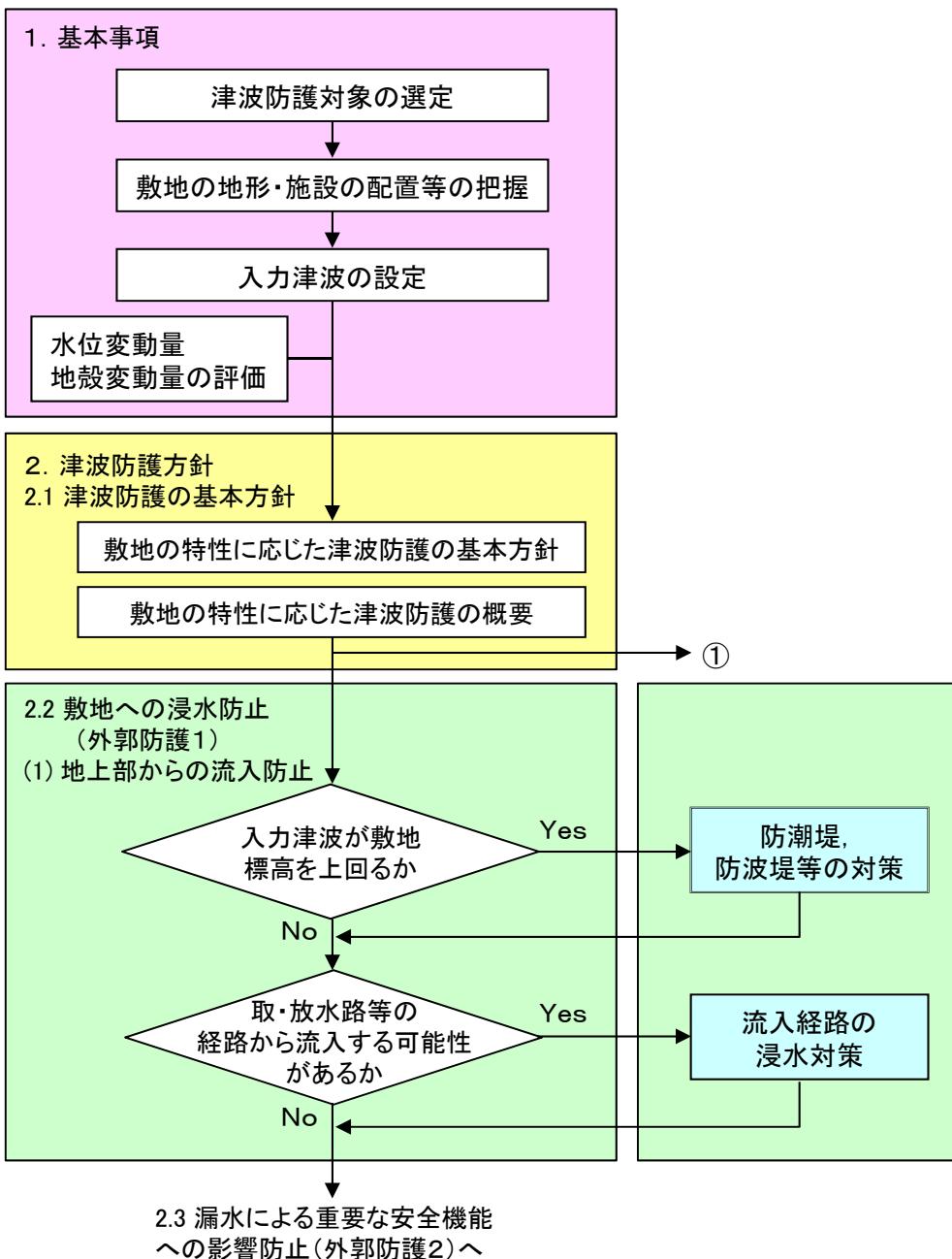
項目	設置変更許可申請時モデル	設備形状を反映したモデル（既往解析）	最終設備形状を反映したモデル
評価モデル			
変更事項	—	<ul style="list-style-type: none"> ・貯留堰の設置 ・SA用海水ピット取水塔の設置 ・敷地西側防潮堤設置ルートの変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地北側防潮堤設置ルートの変更
防潮堤前面最高水位	敷地前面北側	T.P.+15.2m	T.P.+11.7m
	敷地前面東側	T.P.+17.2m	T.P.+17.1m
	敷地側面南側	T.P.+14.7m	T.P.+15.4m
備 考	防潮堤設置ルート変更後における敷地前面東側及び敷地側面南側の防潮堤前面の最高水位に変化はなく、敷地側面北側の防潮堤の最高水位は低下することを確認したが、耐津波設計で用いる入力津波については、保守的に既往の解析結果を使用		

【留意事項】

【防潮堤設置ルート変更に伴う防潮堤前面における津波水位(2/2)】



1. 東海第二発電所の耐津波設計方針(1/3)



【基本事項】

◆津波防護対象の選定

P8 ● 津波防護対象の選定

◆基準津波の選定(平成28年8月19日第390回審査会合説明済)

P15～18 ● 基準津波の選定(津波評価の概要)

◆入力津波の設定

P19～30 ● 入力津波の設定

【津波防護方針】

◆敷地の特性に応じた津波防護の基本方針の設定

◆津波防護対策の概要

<津波防護施設>

防潮堤・防潮扉, 構内排水路逆流防止設備, 放水路ゲート, 貯留堰
<浸水防止設備>

取水路, 放水路及び緊急用海水ポンプピットの点検用開口部並びに
SA用海水ピットの上部開口部に設置する浸水防止蓋, 海水ポンプ
及び緊急用海水ポンプのグランドドレン排出口, 緊急用海水ポンプ
室床ドレン排出口, 取水ピット空気抜き配管に設置する逆止弁, 貢
通部止水措置, 海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋

<津波監視設備>

津波監視カメラ, 取水ピット水位計, 潮位計

P31 ● 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針

P32～33 ● 敷地の特性に応じた津波防護の概要

【外郭防護1】

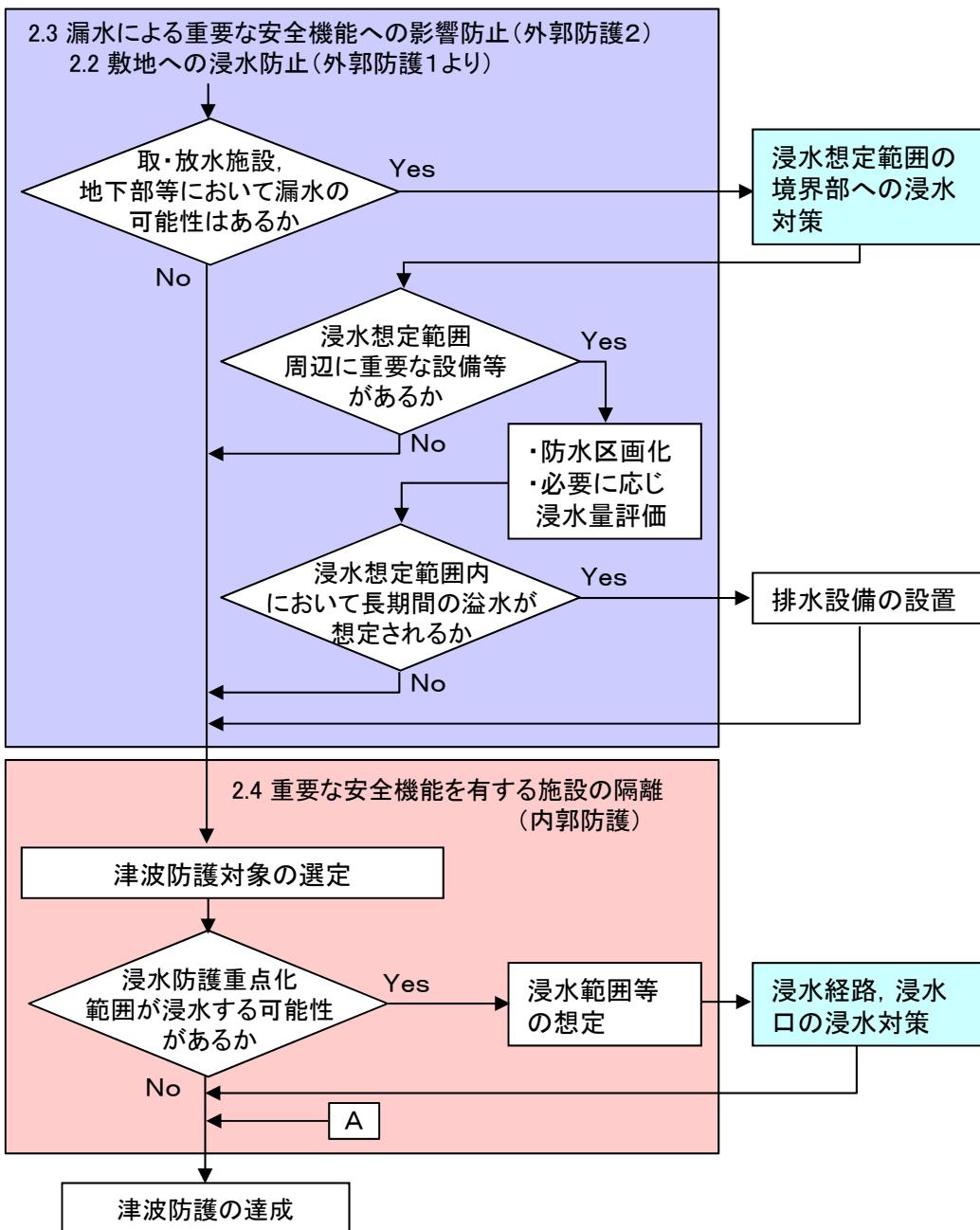
◆入力津波に基づき, 地上部からの遡上波が到達又は流入しないこと, 取・放水路等の経路から流入しないことを確認

⇒防潮堤・防潮扉, 放水路ゲート, 構内排水路逆流防止設備, 貯留堰, 取水路, 放水路及び緊急用海水ポンプピットの点検用開口部並びに SA用海水ピットの上部開口部に設置する浸水防止蓋, 海水ポンプ 及び緊急用海水ポンプのグランドドレン排出口, 緊急用海水ポンプ 室床ドレン排出口, 取水ピット空気抜き配管に設置する逆止弁, 貢 通部止水措置

P34～36 ● 地上部からの津波の到達又は流入防止

P37～43 ● 取・放水路等からの津波の流入防止

1. 東海第二発電所の耐津波設計方針(2/3)



【外郭防護2】

- ◆外郭防護1により、設計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地に海上波が到達・流入しないことを確認
- 漏水は発生しないことを確認
- 保守的な仮定のもと、海水ポンプグランドレン排出口逆止弁の機能喪失を想定し、海水ポンプ室を浸水想定範囲に設定し、漏水の影響を評価
- ⇒安全機能に影響がないことを確認

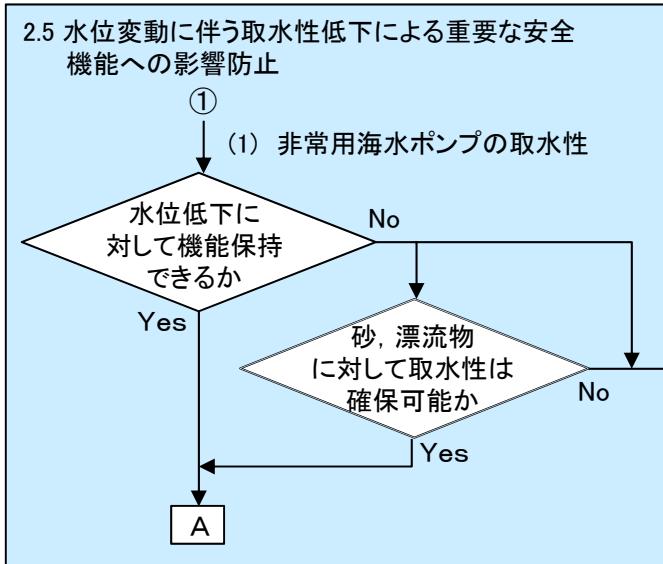
P44～45 ● 漏水による重要な安全機能への影響防止

【内郭防護】

- ◆漏水事象として以下を設定し、浸水対策を実施
 - 循環水管破断に伴う海水流入(タービン建屋及び循環水ポンプ室)
 - 低耐震クラス機器・配管破損に伴う流入(屋外タンク等の損傷を含む)
- <浸水対策>
 - 漏洩検知器による循環水ポンプ停止、循環水管隔離弁閉止インターロックの設置
 - 循環水管伸縮継手の仕様変更
 - 貫通部止水処置

P46～49 ● 重要な安全機能を有する施設の隔離

1. 東海第二発電所の耐津波設計方針(3/3)



【取水性】

- ◆入力津波に基づき、引き波時における非常用海水ポンプの取水性を確認
⇒貯留堰の設置
⇒水位低下及び砂混入に対して、非常用海水ポンプの取水性に影響なし

P50~51

P52

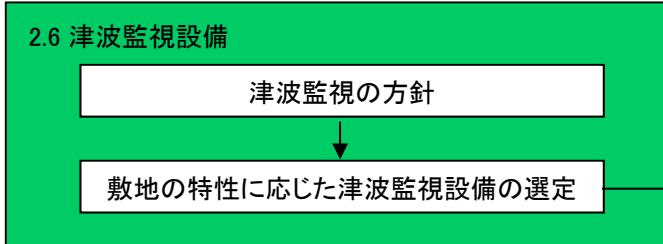
- 非常用海水ポンプの取水性

- 津波の二次的な影響による非常用海水系の機能保持

- ◆漂流物等による非常用海水ポンプ取水性への影響を評価
⇒漂流物等による取水性に影響なし

P53~59

- 津波の二次的な影響による非常用海水系の機能保持



【津波監視】

- ◆入力津波に基づき、津波監視設備の設置場所及び測定範囲を評価
⇒津波監視カメラ、取水ピット水位計、潮位計の設置

P60

- 津波監視設備

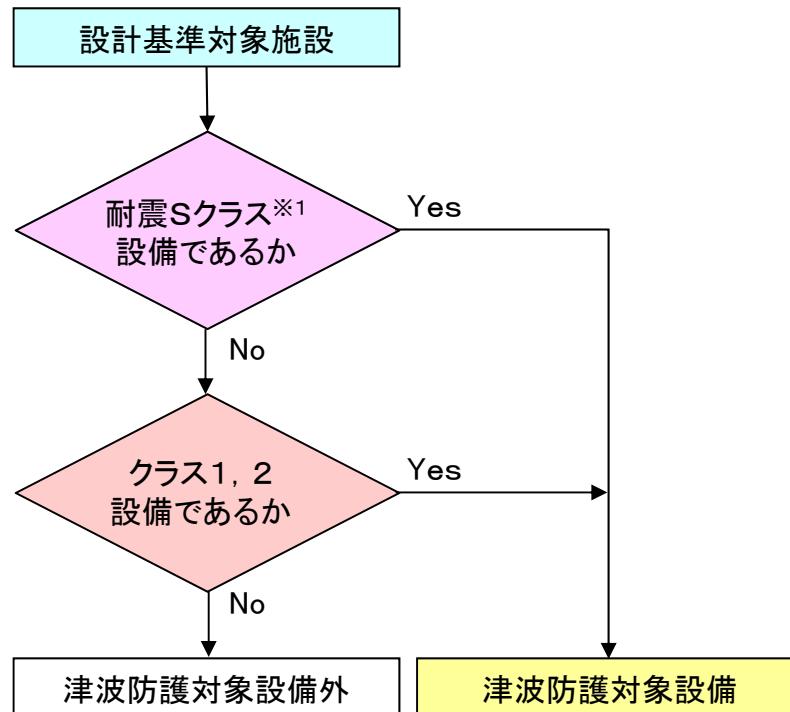
* 以上の設計方針は、設置許可基準規則第5条(津波による損傷の防止)の規定に適合するために設計基準対象施設の耐津波設計方針を示しているが、第40条(津波による損傷の防止)の規定に適合するために重大事故等対処施設の耐津波設計方針にも準用する。

2. 津波防護対象の選定

- ◆ 新規制基準(第5条及び別記3)の要求事項を踏まえた対応方針

- ✓ 第5条では安全機能を有する設備の安全機能を損なわれる恐れがないこと、また、別記3では津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を含む耐震Sクラスに属する設備の防護が要求されている。
- ✓ 上記要求を踏まえ、津波から防護する設備は、安全機能の重要度分類のクラス1、2、3に属する設備が該当するが、このうち、クラス3に属する設備については、原則、損傷した場合を考慮して代替設備により必要な機能を確保する等の対応を行う設計とする。

【主な設計基準対象施設の津波防護対象設備リスト】



※1:津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を含む。

【設計基準対象施設の津波防護対象設備の選定フロー】

- ✓ 第40条では、基準津波に対して重大事故等に対処するため必要な機能を損なうおそれがないことが要求されている。
- ✓ 上記要求を踏まえ、重大事故等対処設備を津波から防護する設備とする。

1. 原子炉本体	
2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	
3. 原子炉冷却材 系統施設	(1) 原子炉再循環設備 (2) 原子炉冷却材の循環設備 (3) 残留熱除去設備 (4) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 (5) 原子炉冷却材補給系 (6) 原子炉冷却材浄化設備
4. 計測制御系統施設	(1) 制御棒 (2) 制御棒駆動装置 (3) ほう酸水注入設備 (4) 計測装置
5. 放射性廃棄物の廃棄設備	
6. 放射線管理設備	(1) 放射線管理用計測装置 (2) 換気装置 (3) 生体遮蔽装置
7. 原子炉格納施設	(1) 原子炉格納容器 (2) 原子炉建屋 (3) 圧力抑制設備その他安全設備
8. その他発電用原子 炉の付属施設	(1) 非常用電源設備
9. その他	

3. 敷地の地形・施設の配置等の把握(敷地の特徴)

(1) 敷地の特徴(1/3)



- ◆ 東海第二発電所は、審査が完了又は進行している先行プラントと比較して、以下の特徴がある。

【東海第二発電所の特徴】

項目	東海第二の特徴
敷地の特徴	<ul style="list-style-type: none">① 敷地前面の東側の敷地は、太平洋に面しており、海岸線の方向に広がりを有している。② 敷地及び敷地周辺の地形は比較的なだらかで、敷地前面に津波の浸入に対して障壁となるような斜面等がない。③ 敷地の地質には、砂丘層、沖積層が分布し、液状化検討対象層が存在する。④ 津波防護上重要な施設である海水ポンプ室がT.P.+3m、原子炉建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋、格納容器圧力逃がし装置フィルタ装置格納槽、緊急用海水ポンップピット等がT.P.+8m、軽油タンク、常設代替高圧電源装置置場がT.P.+11m、緊急時対策所及び可搬型重大事故等対処設備置場(西側)がT.P.+23m、可搬型重大事故等対処設備置場(南側)がT.P.+25mの敷地に設置されている。⑤ 都市部近郊に立地しているため、敷地周辺には多くの施設が存在する。
津波評価	<ul style="list-style-type: none">① 基準津波(日本海溝沿いのプレート間地震)による敷地に到達する津波の上昇側最高水位は、設置を計画している防潮堤前面でT.P.+17.1m、取水口前面でT.P.+14.3mであり、敷地の標高を大きく上回る。② 基準津波の第1波は、地震発生後約37分後に到達する。



【東海第二発電所の位置】



【東海第二発電所の全景写真】

3. 敷地の地形・施設の配置等の把握(敷地の特徴)

(1) 敷地の特徴(2/3)



T.P.+3.0m～T.P.+8.0m

T.P.+8.0m～T.P.+11.0m

T.P.+11.0m以上

■ 津波防護対象設備を内包する建屋及び区画

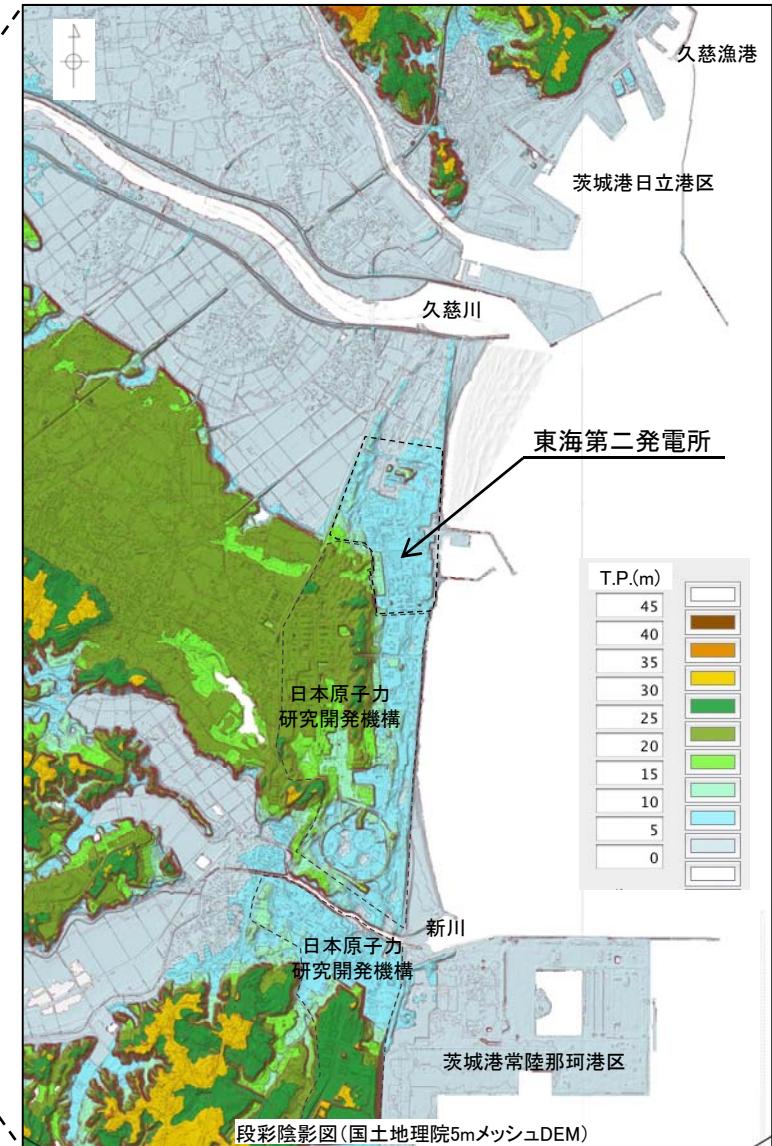
設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の
津波防護対象設備を内包する建屋及び区画

津波防護対象設備を内包する 建屋及び区画	設計基 準対象 施設	重大事 故等対 処施設
原子炉建屋	○	○
タービン建屋	○	
海水ポンプ室	○	○
非常用海水系配管	○	○
排気筒	○	○
使用済燃料乾式貯蔵建屋	○	
軽油貯蔵タンク	○	○
常設代替高圧電源装置置場		○
緊急用海水ポンップット		○
格納容器圧力逃がし装置フィルタ装置 格納槽		○
常設低圧代替注水系格納槽		○
SA用海水ピット		○
東側接続口		○
西側接続口(地下格納槽)		○
高所接続口(東側及び西側)		○
緊急時対策所		○
可搬型重大事故等対処設備保管場所		○

【設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の配置及び敷地の標高】

3. 敷地の地形・施設の配置等の把握(敷地の特徴)

(1) 敷地の特徴(3/3)



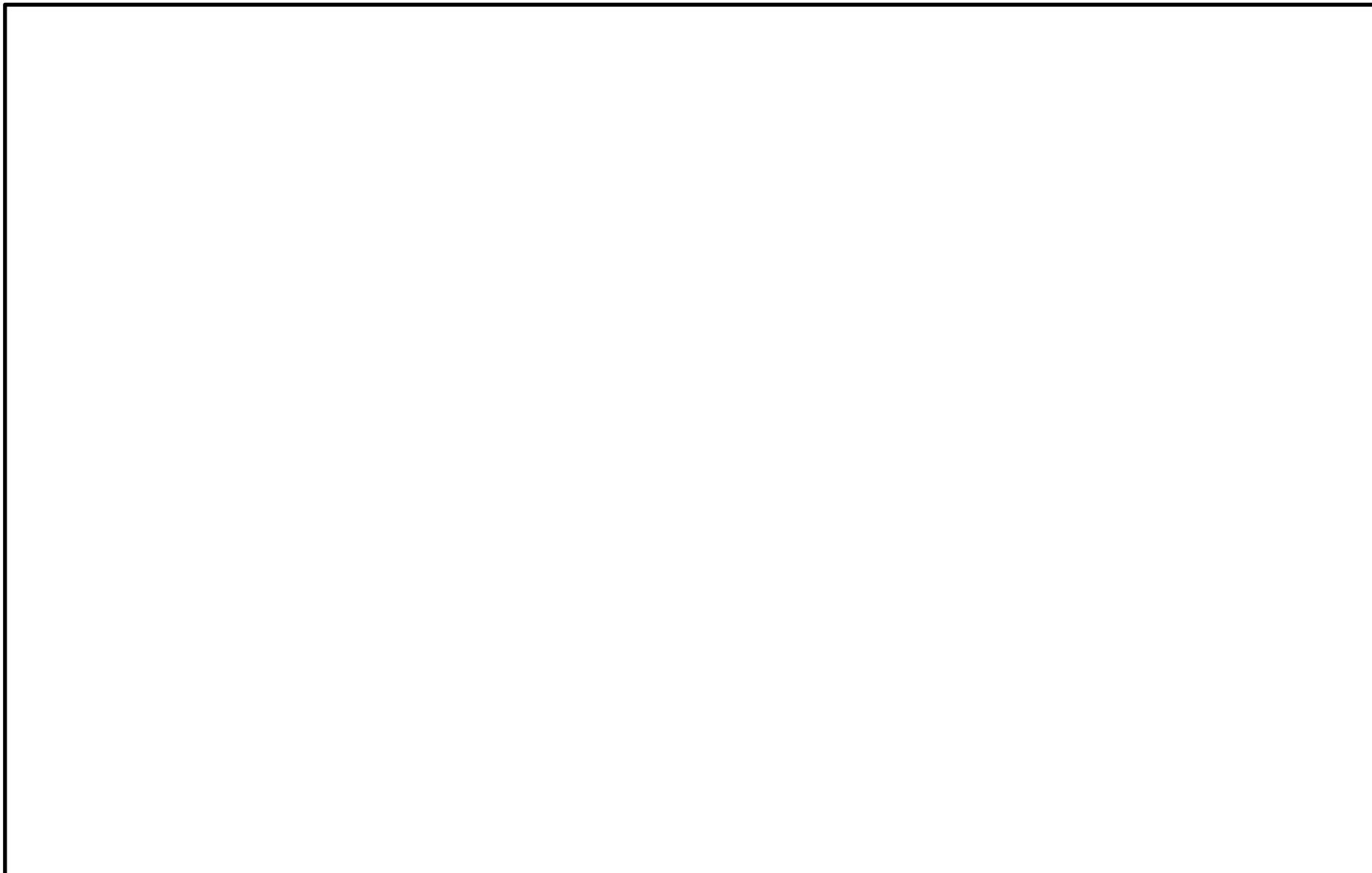
【東海第二発電所の敷地及び敷地周辺の地形・標高】

3. 敷地の地形・施設の配置等の把握(敷地の特徴)

(2) 施設の配置状況



—— : 防潮堤

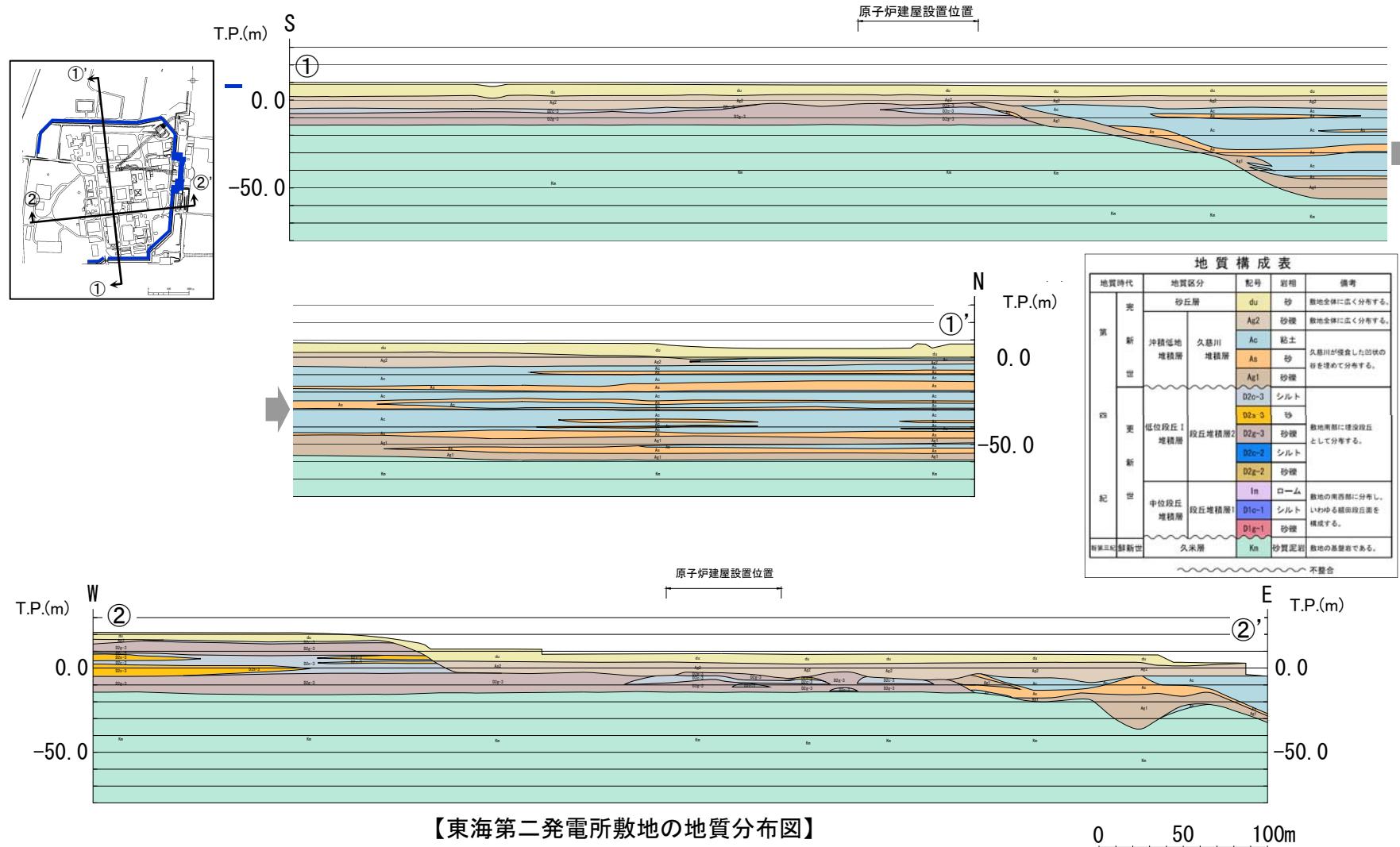


【東海第二発電所敷地図】

3. 敷地の地形・施設の配置等の把握(敷地の特徴)

(3) 敷地の地質分布

- ◆ 敷地には、新第三系鮮新統の久米層が広く分布している。本層は、原子炉建屋等の基礎地盤である。久米層は、敷地南部ではT.P.約-15m付近に分布し、原子炉建屋北方付近を境として旧久慈川の河食崖として徐々に深くなり、敷地北部ではT.P.約-60mに高度を減じている。
- ◆ 久米層の上部には、液状化検討対象層である砂層及び砂礫層がある。



3. 敷地の地形・施設の配置等の把握(敷地の特徴)

(4) 敷地周辺の主な人工構造物

- ◆ 敷地の南側には国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が隣接する。また、北方約3kmに茨城港日立港区、南方約4kmに茨城港常陸那珂港区があり、多くの施設が存在する。
- ◆ このため、上記施設の設備、建物・構築物等の調査、漂流可能性評価、評価結果に基づく重要な安全機能及び津波防護施設等への影響評価を行うとともに、設計上考慮する漂流物への対応が新規制基準への適合性において重要と考える。



【漂流物調査範囲図】

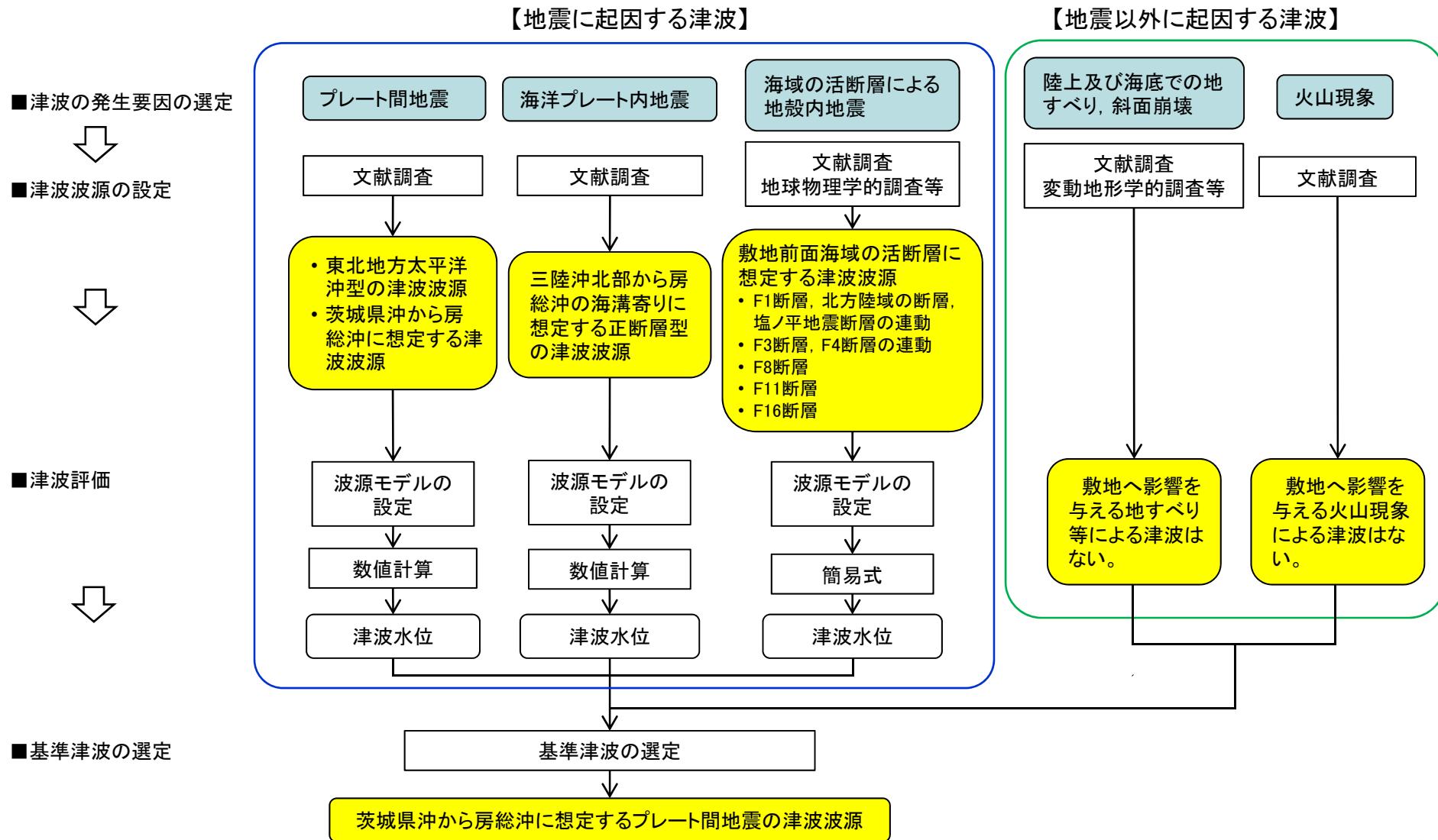
【敷地周辺の主な人工構造物】

4. 基準津波の策定(1/4)

第390回審査会合
資料1-1 編集



- ◆ 基準津波の選定に当たっては、地震に起因する津波、地震以外に起因する津波及びこれらの組合せによる津波を対象に、津波の発生要因毎に波源の選定を行い、波源モデルを設定した上で数値計算により津波水位を評価した。
- ◆ その結果、東海第二における基準津波の波源を、茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震の津波波源に設定した。

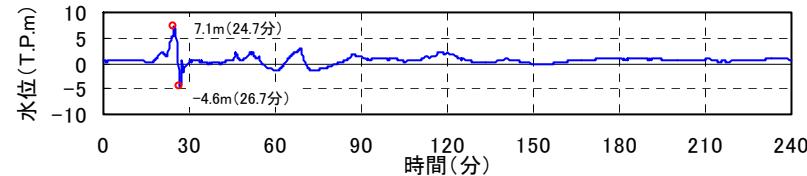


4. 基準津波の策定(2/4)

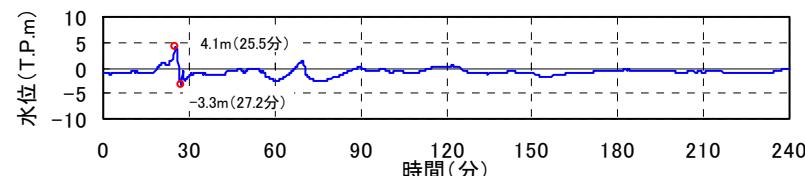
第390回審査会会
資料1-1 編集



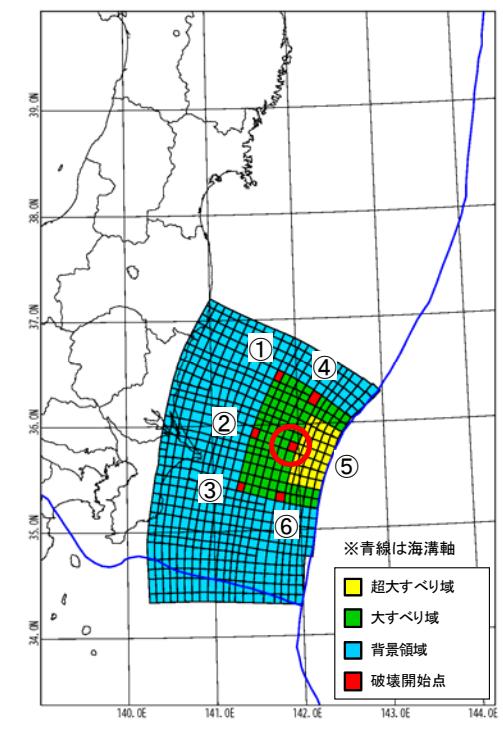
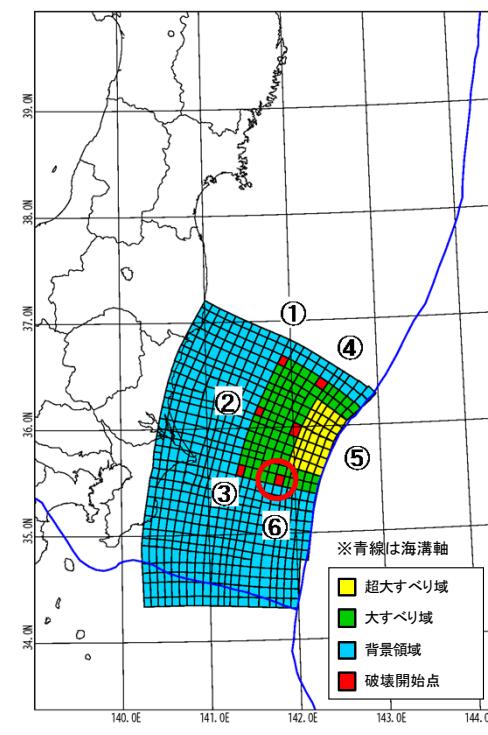
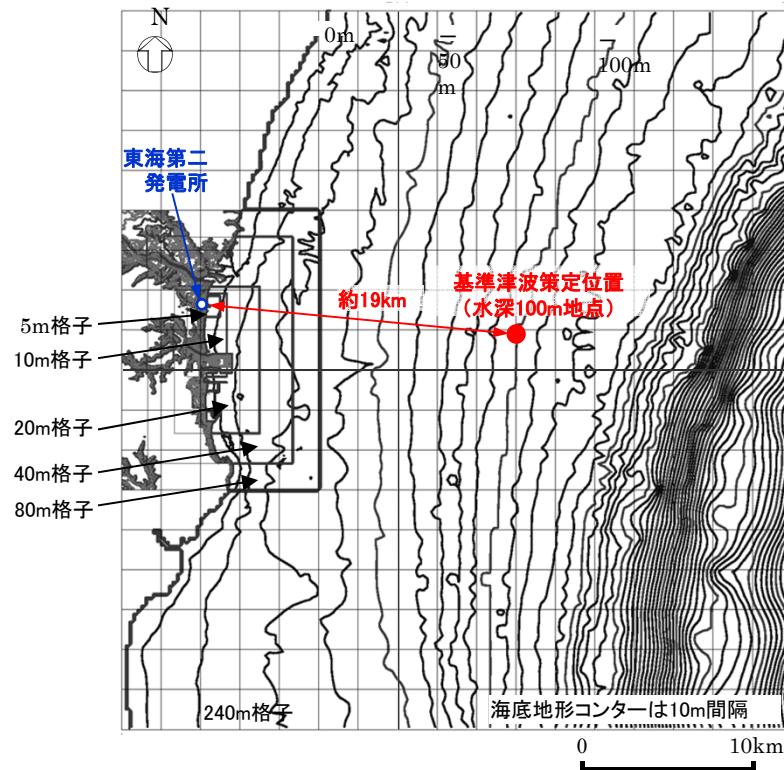
- ◆ 基準津波は、時刻歴波形に対して施設からの反射波の影響が微小となるよう、敷地前面の沖合約19km(水深100m地点)の位置で策定した。



※1 大すべりの位置: 波源モデルの北限から南へ20km移動(A-3),
破壊開始点⑥, 破壊伝播速度3.0km/s, 立ち上がり時間30秒



※2 大すべりの位置: 波源モデルの北限から南へ40km移動(A-5),
破壊開始点⑤, 破壊伝播速度1.0km/s, 立ち上がり時間30秒

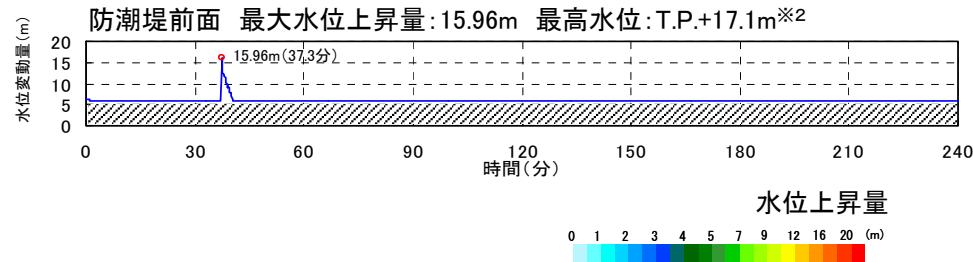


【破壊開始点位置図】

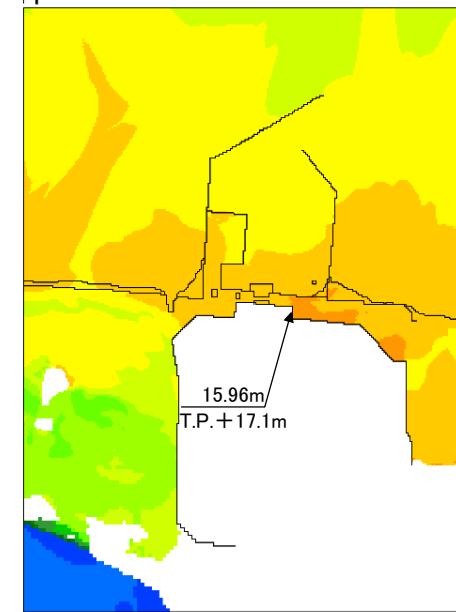
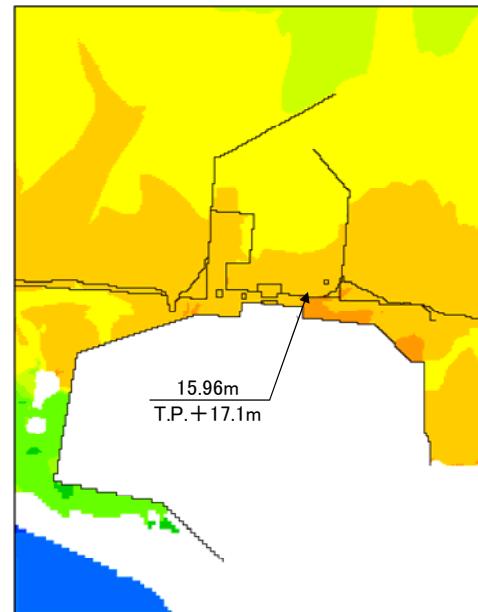
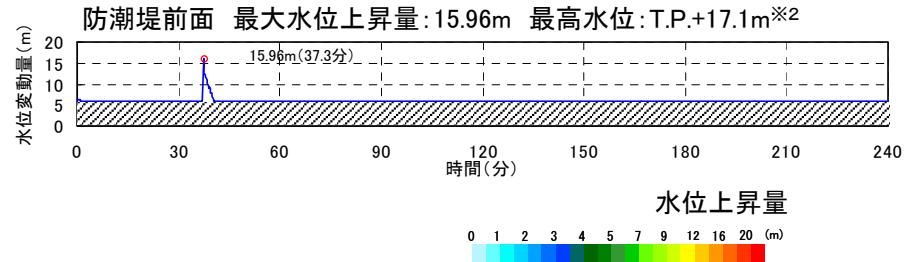
4. 基準津波の策定(3/4)

- ◆ 変更前モデルに対して、敷地北側の防潮堤設置ルート変更を反映したモデルにより防潮堤前面における最高水位(防波堤あり)を評価した結果、T.P.+17.1m※ (最大水位上昇量15.96m)であり、変更前と比較して差異が生じなかった。
- ※: 朔望平均満潮位、2011年東北地方太平洋沖地震及び津波波源モデルの活動による地殻変動量(沈降)を考慮

(変更前モデル)



(敷地北側の防潮堤設置ルート変更を反映したモデル)



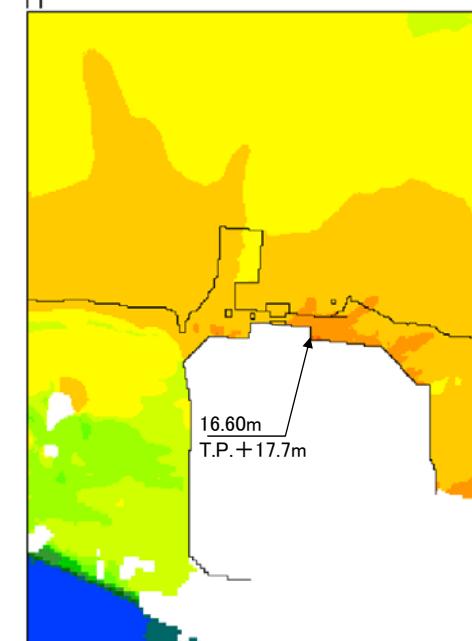
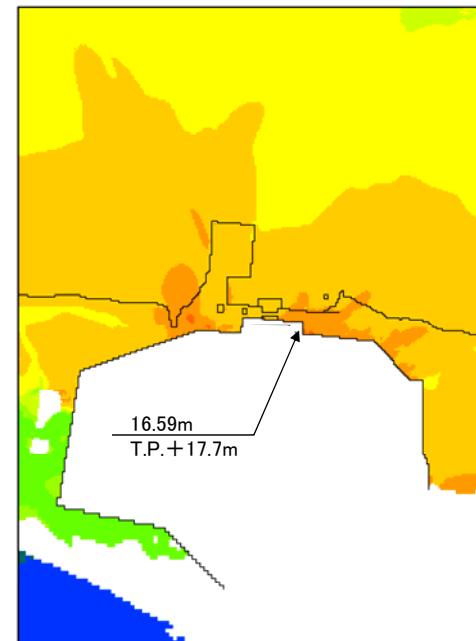
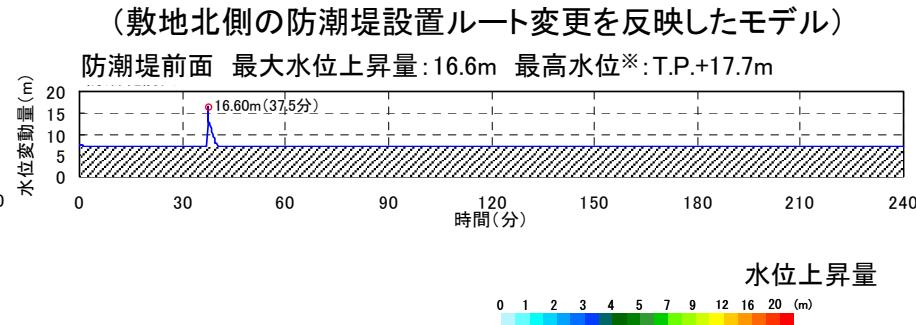
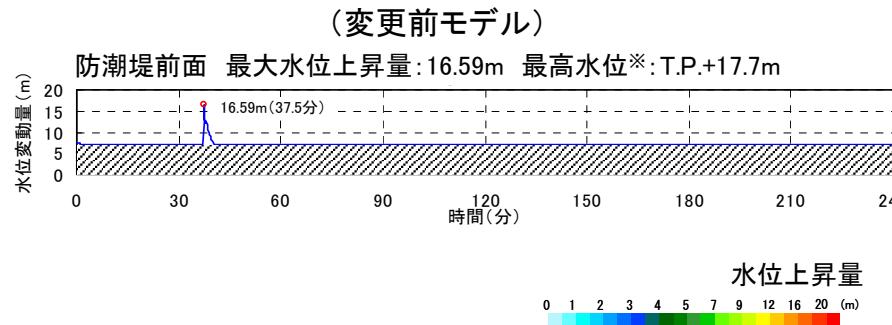
【最大水位上昇量分布(防波堤あり)】

4. 基準津波の策定(4/4)



- ◆ 変更前モデルに対して、敷地北側の防潮堤設置ルート変更を反映したモデルにより防潮堤前面における最高水位(防波堤なし)を評価した結果、T.P.+17.7m※2 (最大水位上昇量16.6m)であり、変更前と比較して有意な差異が無いことを確認した。

※: 朔望平均満潮位、2011年東北地方太平洋沖地震及び津波波源モデルの活動による地殻変動量(沈降)を考慮



【最大水位上昇量分布(防波堤なし)】

5. 入力津波の設定

(1) 入力津波の設計因子と設定位置(1/3)

- ◆ 基準津波の評価結果を踏まえ、津波防護施設、浸水防止設備の設計・評価に用いる入力津波については、以下の考え方に基づき設定した。
 - ✓ 入力津波の設定に当たっては、津波防護の基本方針に基づき、設計・評価項目を定め、東海第二発電所の敷地の特徴を考慮し、着目すべき因子ごとに保守的になるケースを想定する。

		【入力津波の設計因子・設定位置】	
		水位・浸水深の因子	
		水位・浸水深以外の因子	
設計・評価項目 (耐津波設計方針に係る審査ガイド)	設計・評価方針	設定すべき主たる入力津波	設定位置
4.2 敷地への浸水防止(外郭防護1)			
遡上波の敷地への地上部からの到達、流入の防止	重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び重要な安全機能を有する屋外設備等は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置し、基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備を設置する。	①水位(津波高さ) ②遡上域	防潮堤前面
取水路・放水路等の経路からの津波の流入の防止	取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路(扉、開口部、貫通部等)を特定し、特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を防止する。	①水位(津波高さ)	取水ピット 放水路ゲート設置箇所 SA用海水ピット 緊急用海水ポンプピット 構内排水路逆流防止設備設置箇所廻り
4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)			
安全機能への影響評価	浸水想定範囲の周辺に重要な安全機能を有する設備等がある場合は、防水区画化し、必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認する。	①水位(津波高さ)	取水ピット

5. 入力津波の設定

(1) 入力津波の設計因子と設定位置(2/3)

【入力津波の設計因子・設定位置】

水位・浸水深の因子
水位・浸水深以外の因子

設計・評価項目 (耐津波設計方針に係る審査ガイド)	設計・評価方針	設定すべき主たる入力津波		
		因子(評価荷重)	設定位置	
4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止				
基準津波による水位の低下に対する海水ポンプの機能保持、海水確保	引き波による水位低下・継続時間に対して、海水ポンプの継続運転が可能となる十分な貯水量を確保できるよう設計する。	①水位・継続時間 (津波高さ・継続時間)	取水路	取水口前面 取水ピット
混入した浮遊砂に対する海水ポンプの機能保持	浮遊砂に対して海水ポンプが軸受固着、摩耗等により機能喪失しないことを確認する。	①砂濃度	取水ピット	
砂の移動・堆積に対する通水性確保	堆積した砂が取水口及び取水路を閉塞させないことを確認する。	①流向・流速(砂堆積高さ)	取水口前面	
漂流物に対する通水性確保	漂流物の可能性を検討し、漂流物化した場合に取水口が閉塞しないことを確認。	①流向・流速(漂流物堆積量) ②水位(浮力)	海域・陸域(遡上域)	
5.1 施設・設備の設計の方針及び条件(津波防護施設)				
津波防護施設の設計	防潮堤及び防潮扉	①流向・流速(漂流物衝突力、洗掘) ②漂流物重量(漂流物衝突力) ③浸水深(波力)	防潮堤前面	
	放水路ゲート	①浸水深 ②水位(津波高さ)	放水路ゲート設置箇所	
	構内排水路 逆流防止設備	①浸水深(波力)	構内排水路逆流 防止設備設置箇所廻り	
	貯留堰	①流速(漂流物衝突力、洗掘) ②浸水深(波力)	貯留堰設置箇所廻り 取水口前面	

5. 入力津波の設定

(1) 入力津波の設計因子と設定位置(3/3)

【入力津波の設計因子・設定位置】

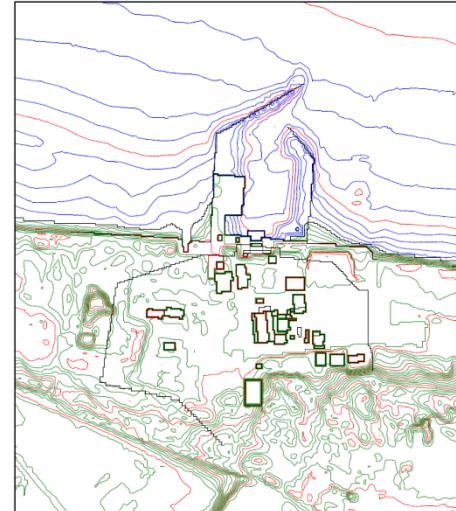
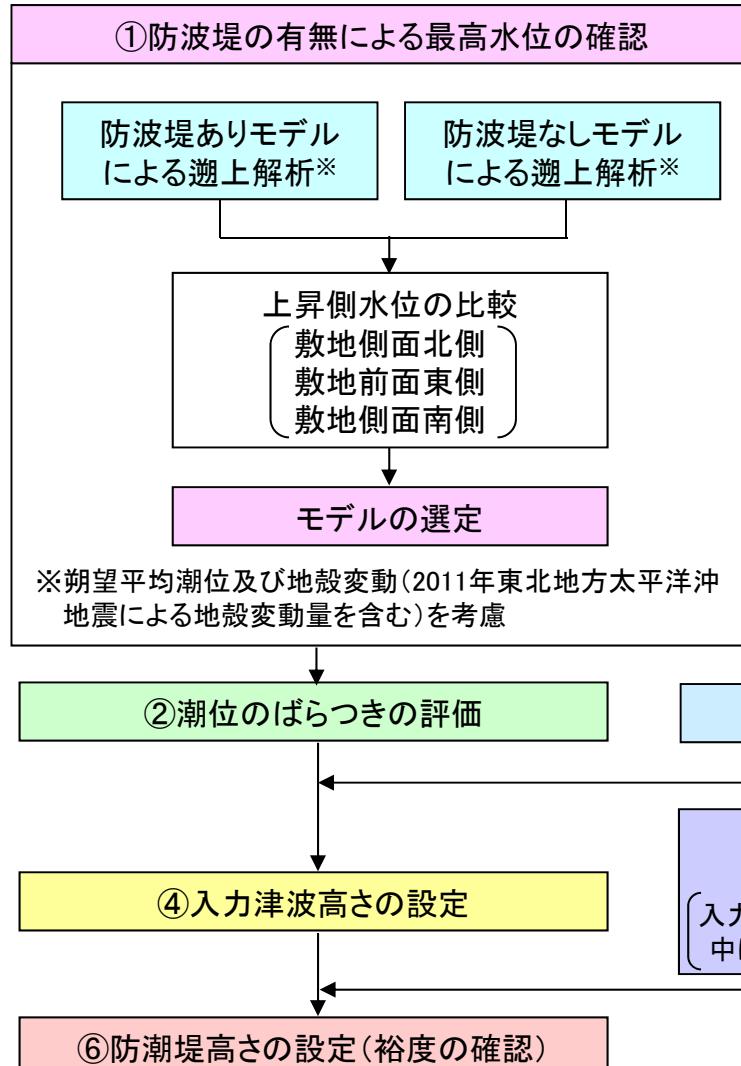
水位・浸水深の因子
水位・浸水深以外の因子

設計・評価項目 (耐津波設計方針に係る審査ガイド)	設計・評価方針	設定すべき主たる入力津波	
		因子(評価荷重)	設定位置
5.2 施設・設備の設計の方針及び条件(浸水防止設備)			
浸水防止設備の設計	取水路点検用開口部浸水防止蓋	浸水想定範囲における浸水時及び冠水時の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する浸水防止機能が十分に保持できるよう設計。	取水ピット
	海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁		放水路ゲート設置箇所
	取水ピット空気抜き配管逆止弁		SA用海水ピット
	放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋		緊急用海水ポンプピット
	SA用海水ピット点検用開口部浸水防止蓋		取水ピット
	緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋		①浸水深(波力)
	緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁		防潮堤前面
	緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁		
	貫通部止水処置		

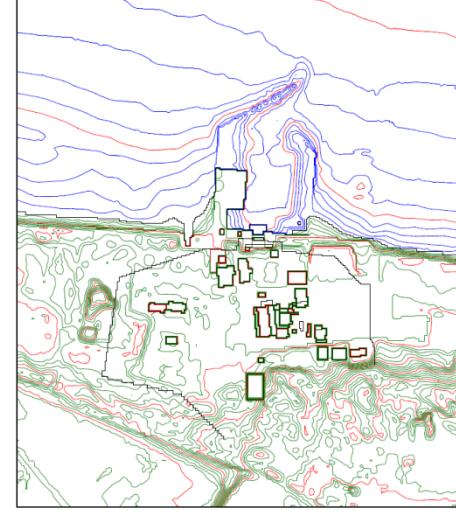
5. 入力津波の設定

(2) 入力津波の設定(1/9)(防潮堤前面における設定)

- ◆ ここでは、基準津波の遡上波の地上部からの到達・流入防止対策として設置する防潮堤(外郭防護1)の設計・評価のために用いる入力津波のうち、入力津波高さの設定結果について示す。



防波堤ありモデル



防波堤なしモデル



地盤の変状の沈下量

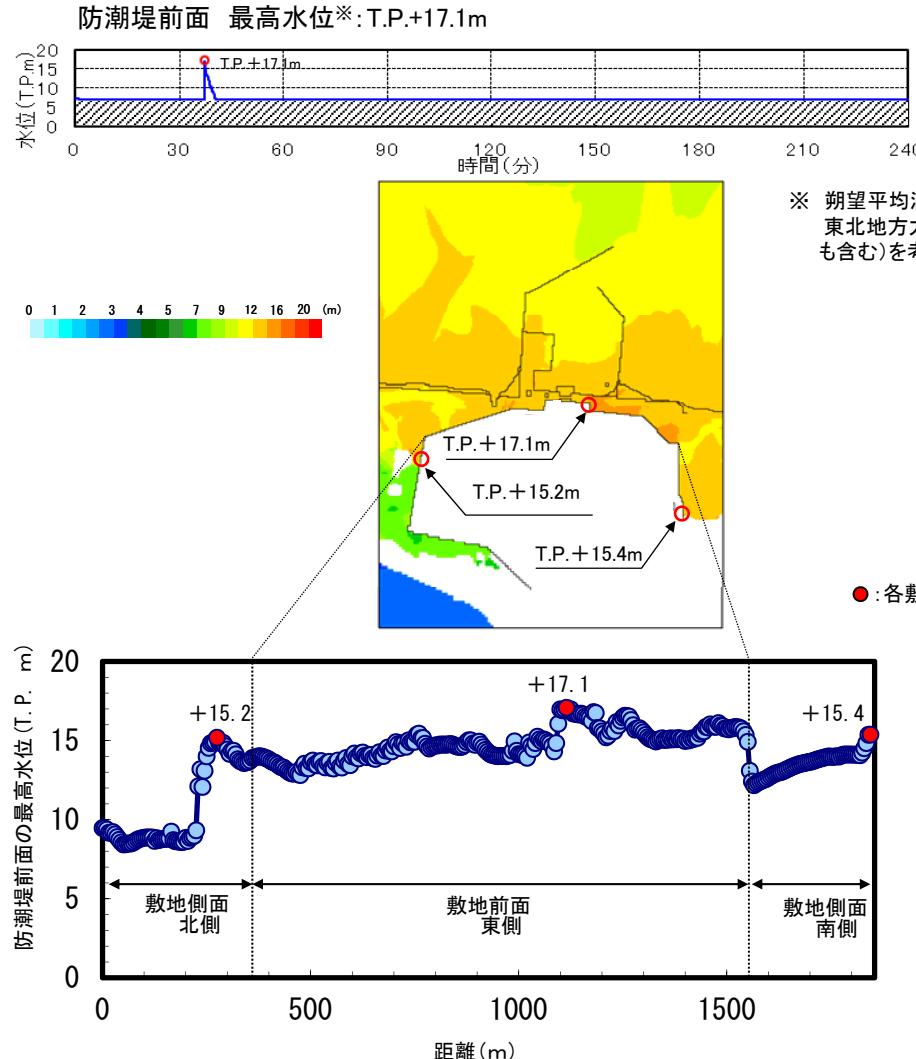
5. 入力津波の設定

(2) 入力津波の設定(2/9)(防潮堤前面における設定①) 既往の解析データ



- ◆ 防波堤は、基準地震動Ssや基準津波の襲来時に機能(形状)を維持することは困難と考えられるため、防波堤の有無による水位への影響を評価している。評価の結果、防波堤がない条件における水位が高くなることを確認した。
- ◆ 防潮堤高さを決定するための入力津波については、後段の地盤変状による影響も考慮した上で設定した。

【防波堤ありモデルによる最高水位】

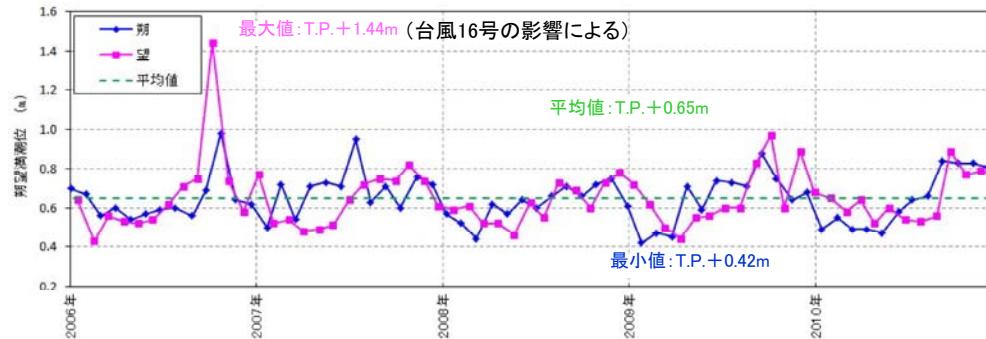


5. 入力津波の設定

(2) 入力津波の設定(3/9) (防潮堤前面における設定②)

- ◆ 茨城港常陸那珂港区(日立港区)の潮位表(2004年～2009年)を用いて、津波計算(基準津波による上昇側最高水位の評価)においては朔望平均満潮位をT.P.+0.61mに設定
- ◆ 最新の潮位観測記録(国土交通省関東地方整備局鹿島港・空港整備局より受領)データ(2006年～2010年)を用いて、朔望平均満潮位のばらつきを0.14mと評価
- ◆ また、最新の潮位観測記録データ用いた朔望平均満潮位と津波計算における朔望平均満潮位に比べると、最新の潮位観測記録データの方が0.04m高いため、この差分を考慮して安全側に上昇側の潮位のばらつきを0.18mに設定

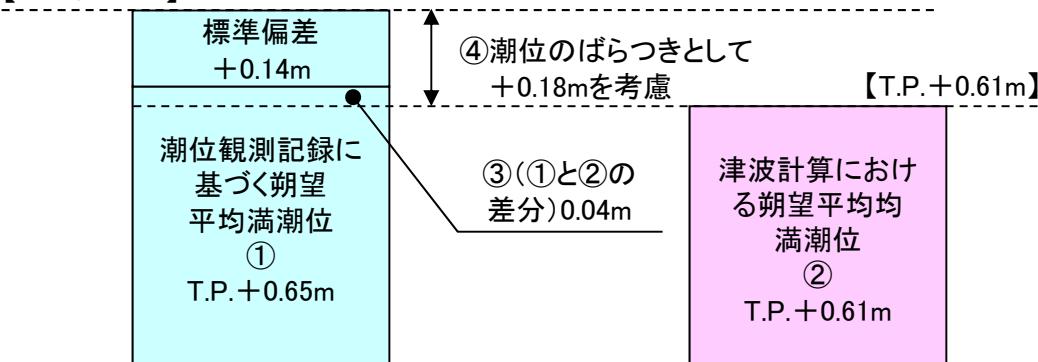
【各月の朔望平均潮位の水位(満潮位)】



【潮位のばらつきの設定】

	最新の潮位観測記録 データに基づく評価 (2006年～2010年)①	津波計算による上昇側 最高水位評価時 (2004年～2009年)②	差分 ③ (①-②)
最大値	T.P.+1.44m	—	—
平均値	T.P.+0.65m	T.P.+0.61m	0.04m
最小値	T.P.+0.42m	—	—
標準偏差	0.14m	—	—

【T.P.+0.79m】



④潮位のばらつき: +0.18m

(①の標準偏差0.14m+③の差分0.04m)

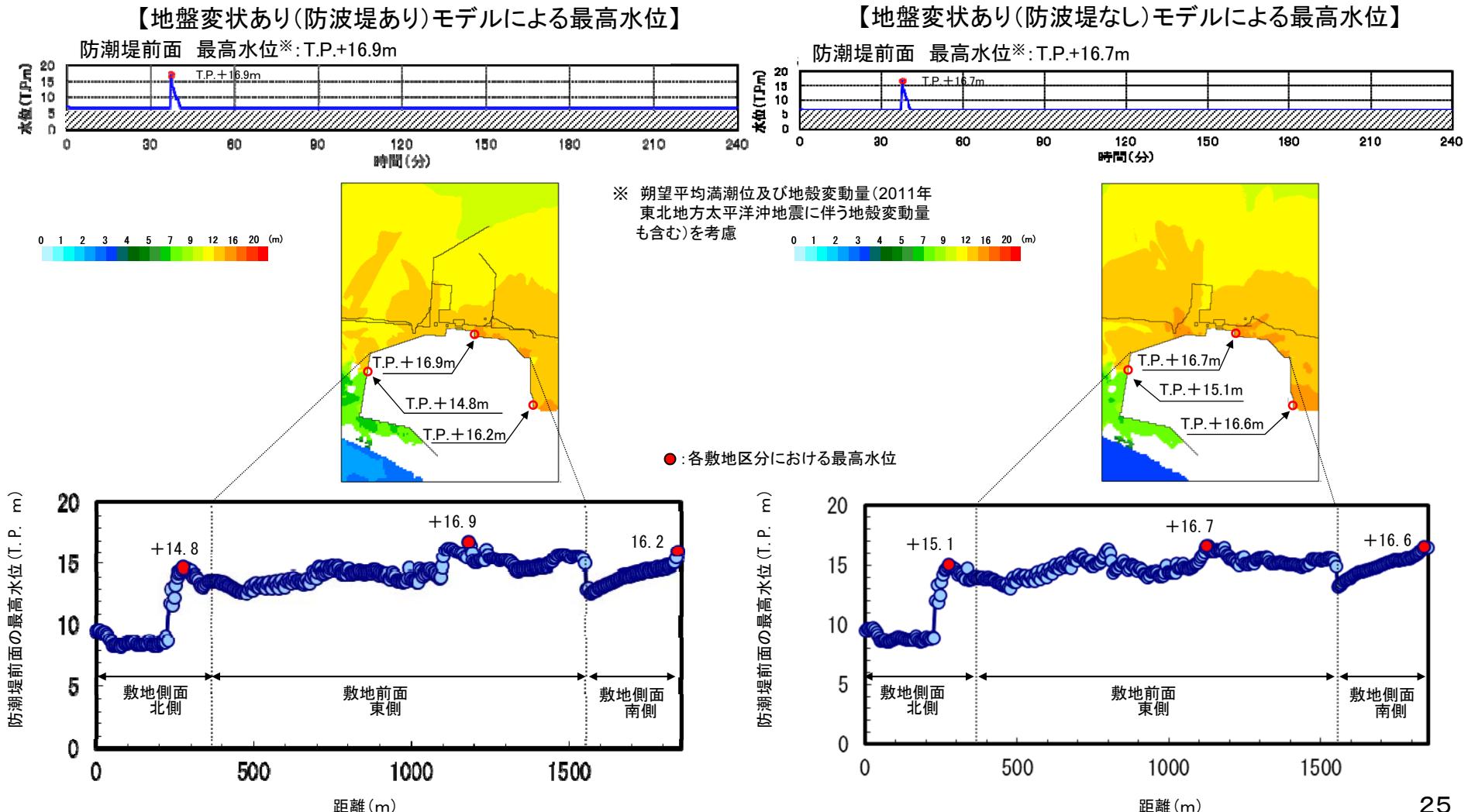
【潮位のばらつきに対する考慮方法】

5. 入力津波の設定

(2) 入力津波の設定(4/9)(防潮堤前面における設定③) 既往の解析データ



- ◆ 基準地震動Ssに伴う地盤の変状により、防潮堤設置位置における地盤沈下が起こる可能性があるため、地盤沈下を想定した水位への影響評価を実施している。評価の結果、敷地前面東側及び敷地側面北側においては地盤変状がない条件における水位が高くなり、敷地側面南側においては地盤変状がある条件における水位が高くなることを確認した。
- ◆ 防潮堤高さを決定するための入力津波については、敷地前面東側及び敷地側面北側においては地盤変状がない条件をもとに設定し、敷地側面南側においては地盤変状がある条件をもとに設定した。



5. 入力津波の設定

(2) 入力津波の設定(5/9) (防潮堤前面における設定④, ⑥) 既往の解析データ



- ◆ 高潮の重畳については、再現期間100年に対する期待値を考慮し、防潮堤高さの設計裕度内に収まることを確認した。

【高潮の重畳を考慮した防潮堤高さの設計裕度の確認】

	防波堤なしモデル		
	敷地側面北側	敷地前面東側	敷地側面南側
①基準津波による防潮堤前面の最高水位	T.P.+15.2m	T.P.+17.7m	T.P.+16.6m
②潮位のばらつき	+0.18m		
③地盤の変状	防潮堤高さを決定するための入力津波については、敷地前面東側及び敷地側面北側においては地盤の変状がない条件をもとに設定し、敷地側面南側においては地盤の変状がある条件をもとに設定した。		
④入力津波高さ(①+②)	T.P.+15.4m(T.P.+15.38m)	T.P.+17.9m(T.P.+17.88m)	T.P.+16.8m(T.P.+16.78m)



⑤防潮堤高さの設定	T.P.+18.0m	T.P.+20.0m	T.P.+18.0m
⑥防潮堤高さの設計裕度 (⑤-④)	2.6m	2.1m	1.2m



⑦高潮の重畳 (参照する裕度)	0.65m (⑦参照する裕度 < ⑥設計裕度)		
--------------------	----------------------------	--	--



⑤防潮堤高さの設定	T.P.+18.0m	T.P.+20.0m	T.P.+18.0m
⑥' 設計裕度 (⑥-⑦)	1.95m	1.45m	0.55m

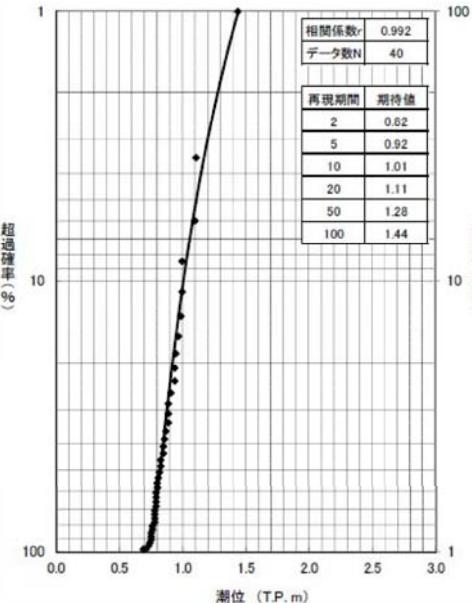
5. 入力津波の設定

(3) 入力津波の設定(6/9) (防潮堤前面における設定⑤)

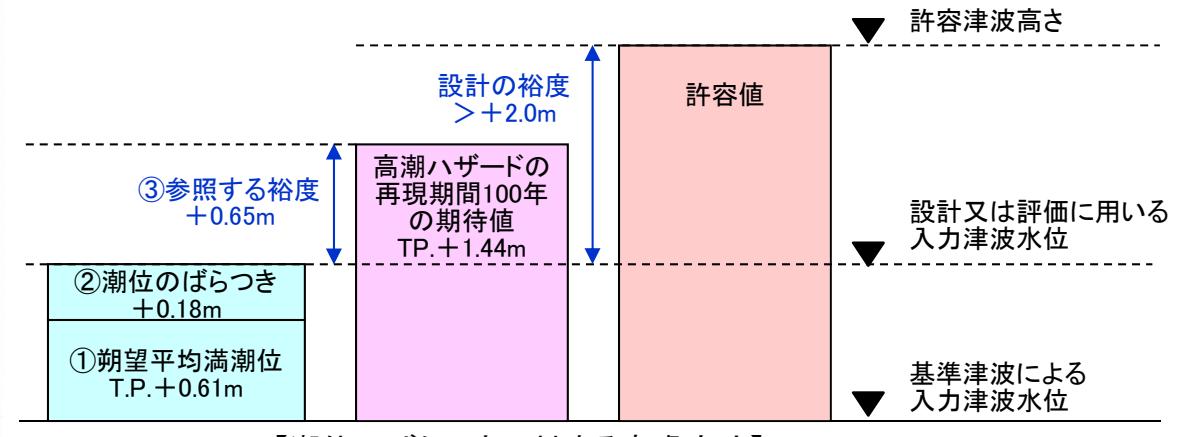
- ◆ 基準津波による最高水位の年超過確率は 10^{-4} 程度であり、独立事象としての津波と高潮が重畳する可能性は極めて低いが、安全側に高潮の重畠を考慮する。
- ◆ プラント運転期間を超える再現期間100年に対する期待値T.P.+1.44mと入力津波で考慮する朔望平均満潮位T.P.+0.61m及び潮位のばらつきとして考慮した+0.18mの合計であるT.P.+0.79mとの差である+0.65mを防潮堤の裕度評価において参考する。

【年最高潮位(茨城港日立港区)】

年	年最高潮位			発生要因
	月	日	潮位(m)	
1971	9	1	0.89	
1972	11	21	0.80	
1973	10	28	0.73	
1974	1	10	0.85	
1975	9	8	0.76	
1976	9	28	0.83	
1977	9	19	0.86	
1978	9	17	0.79	
1979	10	7	1.00	4 台風18号から温帯低気圧へ
1980	12	24	1.11	2 二つ玉低気圧通過
1981	10	2	0.78	
1982	10	20	0.80	
1983	9	9	0.75	
1984	10	27	0.79	
1985	8	31	0.87	
1986	10	14	0.87	
1986	10	8	0.94	9 台風第18号通過
1987	9	17	0.74	
1987	2	4	0.74	
1988	9	16	0.94	9 台風第18号通過
1989	8	6	0.99	6 台風第13号通過
1990	10	8	0.89	
1991	10	13	1.00	4 台風第21号通過
1992	9	11	0.85	
1993	11	14	0.69	
1994	10	22	0.78	
1995	11	24	0.75	
1996	9	22	0.79	
1997	9	19	0.91	
1998	11	17	0.75	
1999	10	27	0.83	
2000	9	4	0.76	
2000	12	11	0.76	
2001	8	22	0.79	
2002	10	1	1.10	3 台風第21号通過
2003	10	26	0.81	
2004	9	30	0.78	
2005	12	5	0.82	
2006	10	7	1.44	1 台風16号から温帯低気圧へ
2007	7	16	0.95	8 台風4号から温帯低気圧へ
2008	12	14	0.78	
2009	10	8	0.97	7 台風第18号通過
2010	9	25	0.89	



【茨城港日立港区における最高潮位の超過発生確率】



【潮位のばらつきに対する考慮方法】

5. 入力津波の設定

(2) 入力津波の設定(7/9) 既往の解析データ

- ◆ 入力津波の設定における影響要因を踏まえて、防潮堤を含む津波防護対策設備の設計・評価に用いる入力津波高さを整理して以下に示す。

【入力津波高さ一覧表】

区分	評価点	基準津波による水位※2	入力津波		適用施設・設備
			影響因子を考慮※2	潮位のばらつき等を考慮※3	
上昇側水位	防潮堤位置前面(敷地側面北側)	T.P.+15.2m	T.P.+15.2m	T.P.+15.4m	敷地側面北側防潮堤
	防潮堤位置前面(敷地前面東側)	T.P.+17.1m	T.P.+17.7m	T.P.+17.9m	敷地前面東側防潮堤
	防潮堤位置前面(敷地側面南側)	T.P.+15.4m	T.P.+16.6m	T.P.+16.8m	敷地側面南側防潮堤
	取水ピット※1	—	T.P.+19.19m	T.P.+19.3m	床ドレン逆止弁等
	放水路※1	—	T.P.+19.01m	T.P.+19.1m	放水路ゲート
	SA用海水ピット※1	—	T.P.+8.89m	T.P.+9.0m	上部開口部浸水防止蓋
	緊急用海水ポンプピット※1	—	T.P.+9.29m	T.P.+9.4m	床ドレン逆止弁等
	構内排水路逆流防止設備	敷地側面北側部 敷地前面東側部	— —	T.P.+15.2m T.P.+17.7m	T.P.+15.4m T.P.+17.9m
下降側水位	取水ピット※1	—	T.P.-5.03m	T.P.-5.1m	非常用海水ポンプ

※1:管路解析により算出

※2:防波堤の有無、基準地震動 S_s による地盤変状(液状化及び側方流動)の影響評価結果を考慮している。

また、上昇側水位は、朔望平均満潮位T.P.+0.61m、2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)0.2m及び津波波源モデルの活動による地殻変動量(沈降)0.31mを考慮している。一方、下降側水位は、朔望平均干潮位T.P.-0.81m、2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量(沈降)0.2mを考慮しているが、津波波源モデルの活動による地殻変動量(沈降)0.31mは、安全側の評価になるよう考慮していない。

※3:各施設・設備において算定された数値を安全側に評価した値であり、①潮位のばらつき(上昇側水位:0.18m、下降側水位:0.16m)、②入力津波の水位計算上のはらつきを考慮している。

5. 入力津波の設定

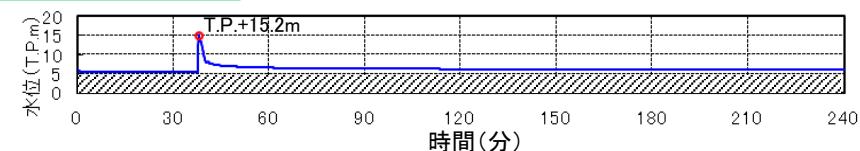
(2) 入力津波の設定(8/9)

既往の解析データ



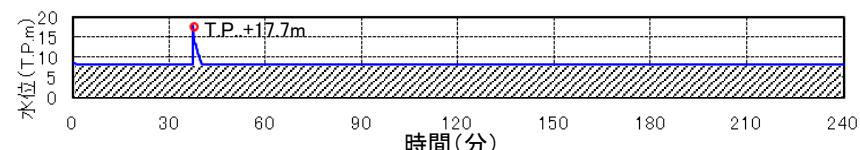
敷地側面北側【上昇側】

入力津波高さ: T.P.+15.4m



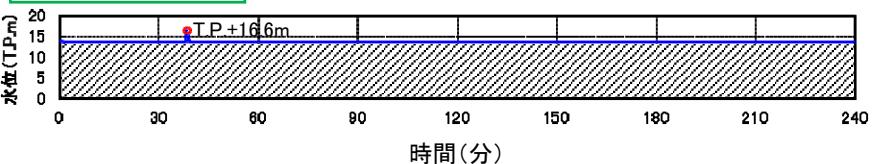
敷地前面東側【上昇側】

入力津波高さ: T.P.+17.9m



敷地側面南側【上昇側】

入力津波高さ: T.P.+15.6m



設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画
【入力津波高さの設定位置及び時刻歴波形】

5. 入力津波の設定

(2) 入力津波の設定(9/9)

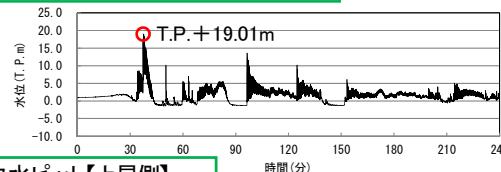
既往の解析データ



放水路ゲート設置箇所【上昇側】

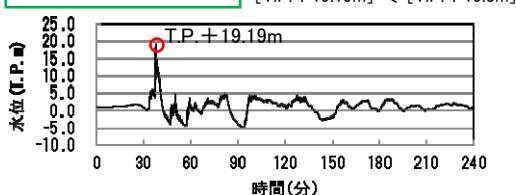
入力津波高さ: T.P.+19.1m

[T.P.+19.01m] < [T.P.+19.1m]



取水ピット【上昇側】

入力津波高さ: T.P.+19.3m



取水ピット【下降側】

入力津波高さ: T.P.-5.1m



SA用海水ピット【上昇側】

入力津波高さ: T.P.+8.89m



緊急用海水ポンプピット【上昇側】

入力津波高さ: T.P.+9.29m

[T.P.+9.29m] < [T.P.+9.4m]



設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画

【入力津波高さの設定位置及び時刻歴波形】

6. 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針

- ◆ 敷地の特性(敷地の地形, 敷地周辺の津波の遡上, 浸水状況等)に応じた津波防護の基本方針は以下のとおり。

【津波防護の基本方針】

項目	津波防護の防護方針
津波の敷地への流入防止 (外郭防護1)	設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備(津波防護施設, 浸水防止設備, 津波監視設備及び非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において, 基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。 また, 取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。
漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)	取水・放水施設, 地下部等において, 漏水する可能性を考慮の上, 漏水による浸水範囲を限定して, 重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。
重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)	上記2方針のほか, 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備(津波防護施設, 浸水防止設備, 津波監視設備及び非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画については, 浸水防護をすることにより, 津波による影響等から隔離可能な設計とする。
水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止	水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。
津波監視	津波監視設備については, 入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。

7. 敷地の特性に応じた津波防護の概要(1/2)

◆ 浸水防護対策の概要

- ✓ 設計基準対象施設の津波防護対象設備(津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画として、下記の建屋及び区画を浸水防護重点化範囲に設置する。

重要な安全機能を有する設備を内包する建屋及び区画 (設計基準対象施設)	重大事故等に対応するために必要な機能を有する設備を内包する建屋及び区画(重大事故等対処施設)
① 原子炉建屋 ② 使用済燃料乾式貯蔵建屋 ③ 海水ポンプ室 ④ 非常用海水系配管 ⑤ 軽油貯蔵タンク	① 原子炉建屋 ② 緊急用海水ポンプピット ③ 格納容器圧力逃がし装置フィルタ 装置格納槽 ④ 常設低圧代替注水系格納槽 ⑤ 西側接続口(地下格納槽) ⑥ 常設代替高圧電源装置置場 ⑦ 海水ポンプ室 ⑧ 非常用海水系配管 ⑨ 軽油貯蔵タンク

- ✓ 基準津波の遡上波の地上部からの流入又は到達を防止するため、敷地を取り囲むよう防潮堤を設置する。
- ✓ 取水路及び放水路等の経路からの津波の流入を防止するため、流入経路に対して以下の対策を実施する。

浸水経路	対策内容
① 取水路	取水路点検用開口部浸水防止蓋の設置
② 海水ポンプ室	海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁の設置
③ 循環水ポンプ室	取水ピット空気抜き配管逆止弁の設置
④ 放水路	放水路ゲート及び放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋の設置
⑤ 構内排水路	構内排水路逆流防止設備の設置
⑥ SA用海水ピット	SA用海水ピット開口部浸水防止蓋の設置
⑦ 緊急用海水ポンプ室	緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置
⑧ 防潮堤・防潮扉下部、海水ポンプ等	貫通部止水処置の実施

上記のほか、東海発電所(廃止措置中)の取水路及び放水路については、コンクリートを充填し閉鎖する。

- ✓ 浸水防護重点化範囲への津波の流入を防止するため、原子炉建屋の境界の貫通部止水処置を実施する。
- ✓ 津波の襲来状況を把握するため、津波監視設備(津波監視カメラ、取水ピット水位計、潮位計)を設置する。
- ✓ 非常用海水ポンプの取水性を確保するため、取水口前面の海中に貯留堰を設置する。

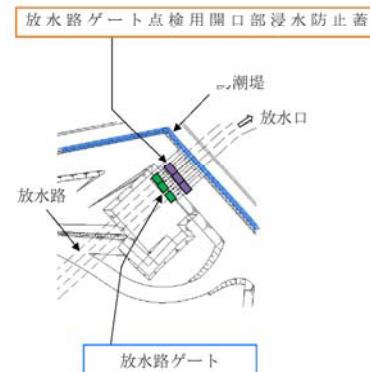
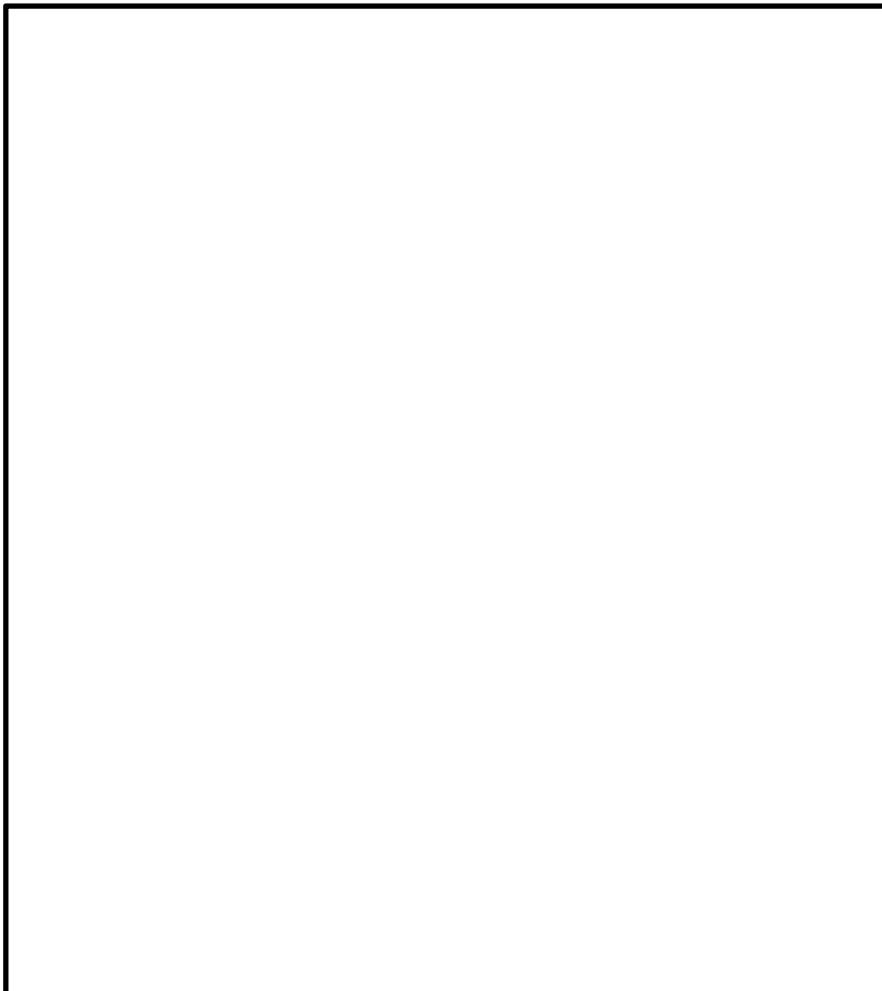
7. 敷地の特性に応じた津波防護の概要(2/2)

◆ 浸水防護対策設備の配置

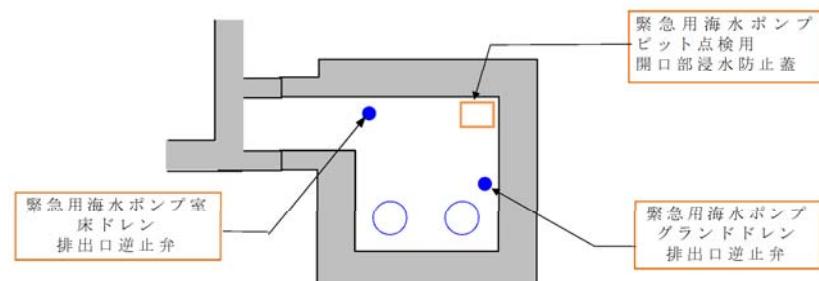
【凡例】
■ T. P. + 3.0m ~ T. P. + 8.0m
■ T. P. + 8.0m ~ T. P. + 11.0m
■ T. P. + 11.0m 以上

□ 津波防護施設
□ 浸水防止設備
□ 津波監視設備
▨ 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画

【凡例】
□ 津波防護施設
□ 浸水防止設備
□ 津波監視設備
▨ 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画



図① (放水口周辺拡大図)



図② (緊急用海水ポンプエリア周辺拡大図)

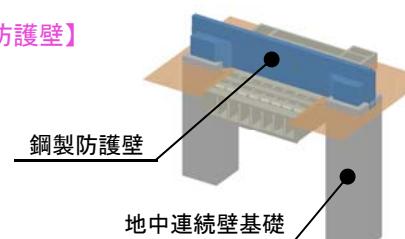
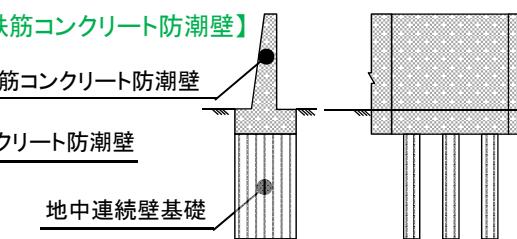
【敷地の特性に応じた津波防護対策設備の配置図】

8. 敷地への浸水防止(外郭防護1)

(1) 遷上波の地上部からの到達、流入防止(1/3)

- ◆ 基準津波による遷上波が設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置された敷地に到達することから、これを防止するため、敷地を取り囲むよう防潮堤(防潮扉含む。)を設置する。また、基準地震動 S_s による地盤変状(沈降)による回り込みを含めて、基準津波の遷上波の流入・到達を防止する。
- ◆ 防潮堤は4つの構造形式からなり、海水ポンプエリアは鋼製防護壁及び鉄筋コンクリート壁、その他の敷地周辺エリアは钢管杭鉄筋コンクリート防潮壁である。

【防潮堤の構造形式】

敷地区分	エリア区分	構造形式		天端高さ (T. P. +m)	構造形式概要
		上部工	下部工		
敷地前面東側	a.海水ポンプ エリア	鋼製防護壁	地中連続壁基礎	20.0	【鋼製防護壁】 
		鉄筋コンクリート防潮壁			
	b.敷地周辺 エリア	鉄筋コンクリート防潮壁 (放水路エリア)	钢管杭	18.0	【鉄筋コンクリート防潮壁】 
	钢管杭鉄筋コンクリート 防潮壁				
敷地側面北側					
敷地側面南側					

【凡例】

- : 鋼製防護壁
- : 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁
- : 鉄筋コンクリート防潮壁
鉄筋コンクリート防潮壁(放水路エリア)

The diagrams show cross-sections of the embankments.
 - Top Left: A steel sheet pile wall (鋼製防護壁) standing on a continuous ground floor foundation (地中連続壁基礎).
 - Top Right: A reinforced concrete wall (鉄筋コンクリート防潮壁) standing on a continuous ground floor foundation (地中連続壁基礎).
 - Bottom Left: A reinforced concrete wall (鉄筋コンクリート防潮壁) supported by piles (钢管杭) into the rock base (岩着支持杭).
 - Bottom Right: A reinforced concrete wall (鉄筋コンクリート防潮壁) with a drainage channel (放水路) integrated into its structure, supported by a continuous ground floor foundation (地中連続壁基礎).

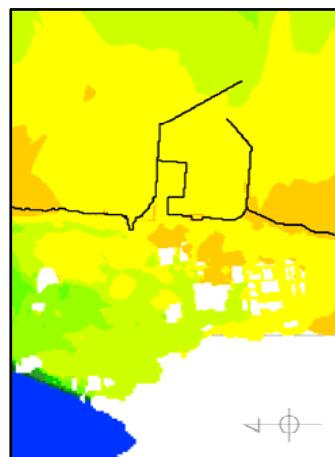
8. 敷地への浸水防止(外郭防護1)

(1) 遷上波の地上部からの到達、流入防止(2/3)

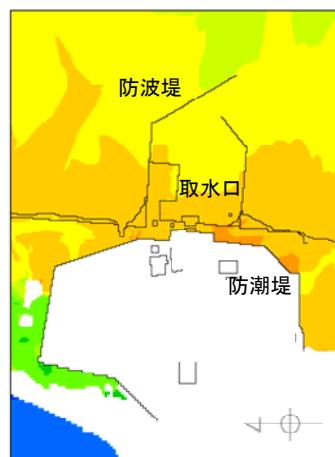
- ◆ 入力津波が設計基準対象施設の津波防護対象設備が設置される敷地に到達又は流入しないことを確認した。

【入力津波の敷地への到達・流入評価結果】

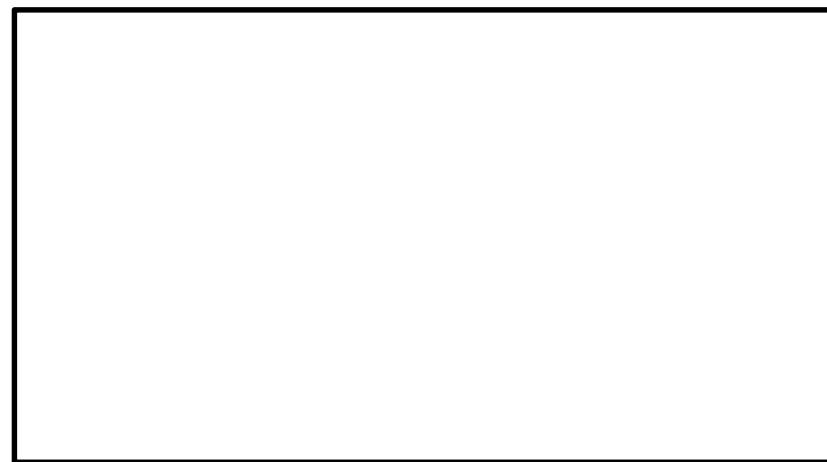
区分	津波防護対象設備	設置高さ	入力津波高さ	状況	評価
重要な安全機能を有する設備を内包する建屋	原子炉建屋	T.P.+8m	敷地区分毎の防潮堤前面における入力津波高さ T.P.+15.4m (敷地側面北側) T.P.+17.9m (敷地前面東側) T.P.+16.8m (敷地側面南側)	敷地区分毎に天端高さ T.P.+18m～T.P.+20m の防潮堤を設置する。 T.P.+18.0m (敷地側面北側) T.P.+20.0m (敷地前面東側) T.P.+18.0m (敷地側面南側)	到達・流入しない
	タービン建屋	T.P.+8m			
	使用済燃料乾式貯蔵建屋	T.P.+8m			
重要な安全機能を有する屋外設備	海水ポンプ室	T.P.+3m			
	非常用海水系配管	T.P.+3m～8m			
	排気筒	T.P.+8m			
	軽油貯蔵タンク	T.P.+11m			



【防潮堤なしの遷上域】



【防潮堤ありの遷上域】



【津波防護対象設備の位置と標高】

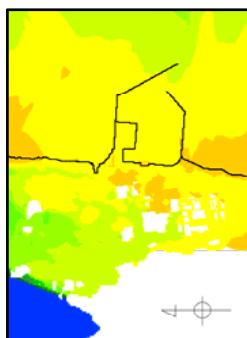
8. 敷地への浸水防止(外郭防護1)

(1) 遷上波の地上部からの到達、流入防止(3/3)

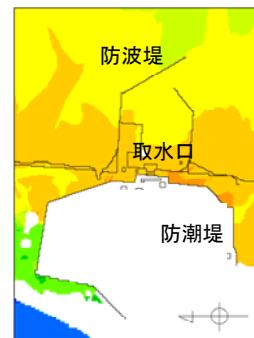
- ◆ 入力津波が重大事故等対処施設の津波防護対象設備が設置される敷地に到達又は流入しないことを確認した。

【入力津波の敷地への到達・流入評価結果】

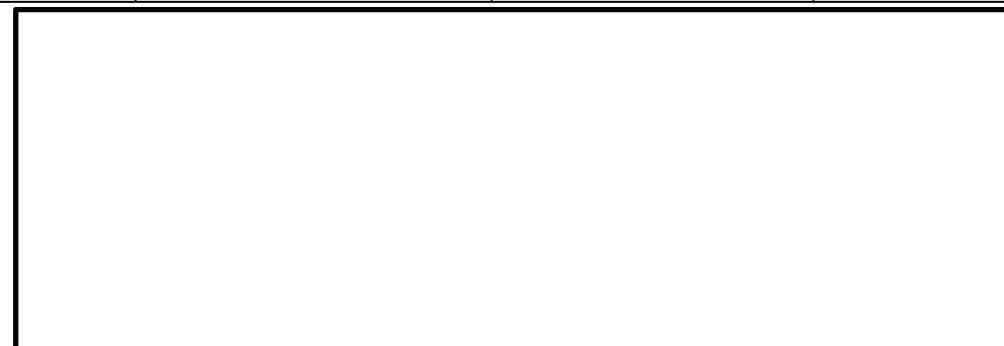
津波防護対象設備	設置高さ	入力津波高さ	状況	評価
原子炉建屋	T.P.+8m			
海水ポンプ室	T.P.+3m			
非常用海水系配管	T.P.+3m~8m			
排気筒	T.P.+8m			
軽油貯蔵タンク	T.P.+11m			
常設代替高圧電源装置置場	T.P.+11m			
緊急用海水ポンプピット	T.P.+8m			
格納容器圧力逃がし装置フィルタ装置格納槽	T.P.+8m			
常設低圧代替注水系格納槽	T.P.+8m			
SA用海水ピット	T.P.+8m			
東側接続口	T.P.+8m			
西側接続口(地下格納槽)	T.P.+8m			
高所接続口(東側及び西側)	T.P.+11m			
緊急時対策所	T.P.+23m			
可搬型重大事故等対処設備保管場所	T.P.+23m,T.P.+25m			
		敷地区分毎の防潮堤前面における入力津波高さ T.P.+18m~T.P.+20m の防潮堤を設置する。 T.P.+18.0m (敷地側面北側) T.P.+20.0m (敷地前面東側) T.P.+18.0m (敷地側面南側)		到達・流入しない
		遷上波が到達しない十分高い場所に設置する。		



【防潮堤なしの遷上域】



【防潮堤ありの遷上域】



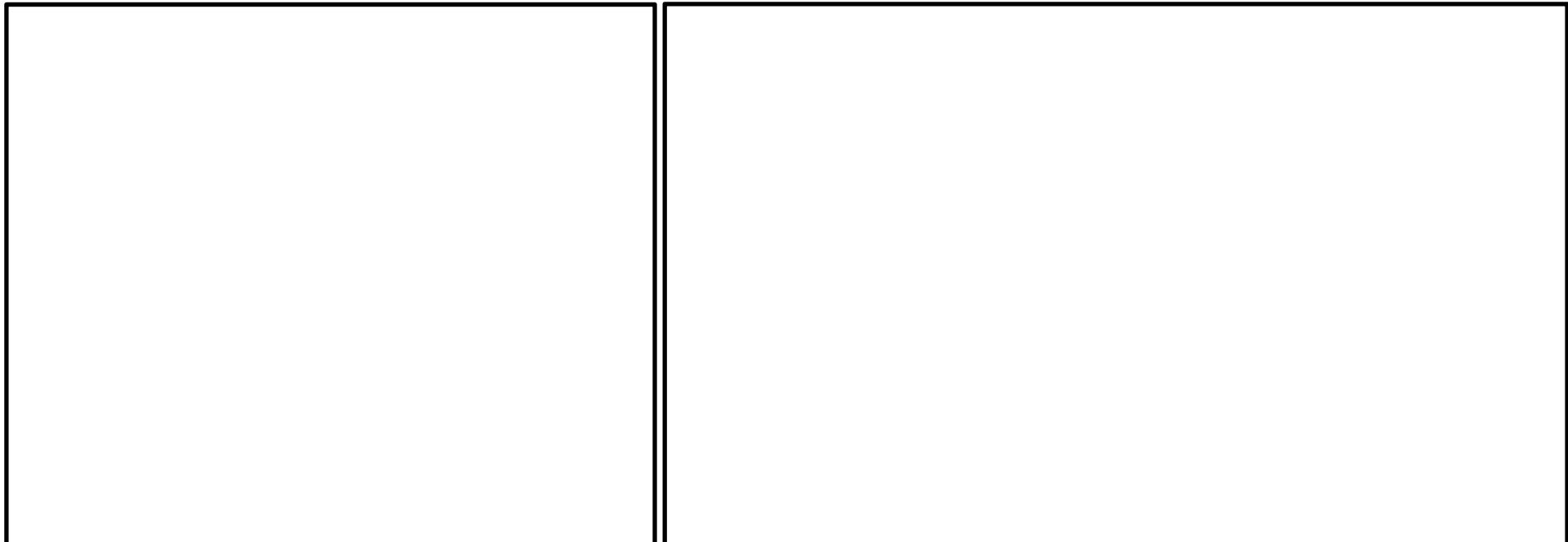
【津波防護対象設備の位置と標高】

8. 敷地への浸水防止(外郭防護1)

(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止(1/7)

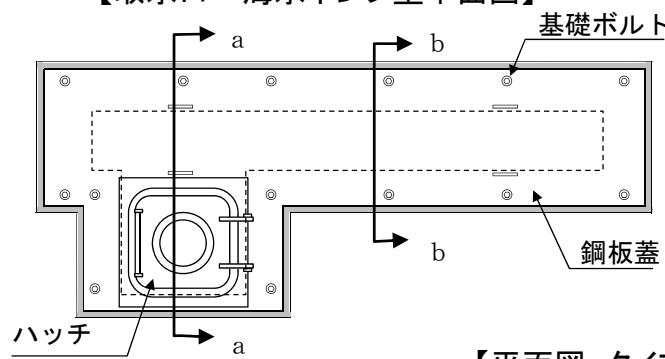


- ◆ 取水路から流入する津波が、防潮堤内側の取水路点検用開口部から流入し、海水ポンプ室に到達することを防止するため、点検用開口部に対して浸水防止蓋を設置する。

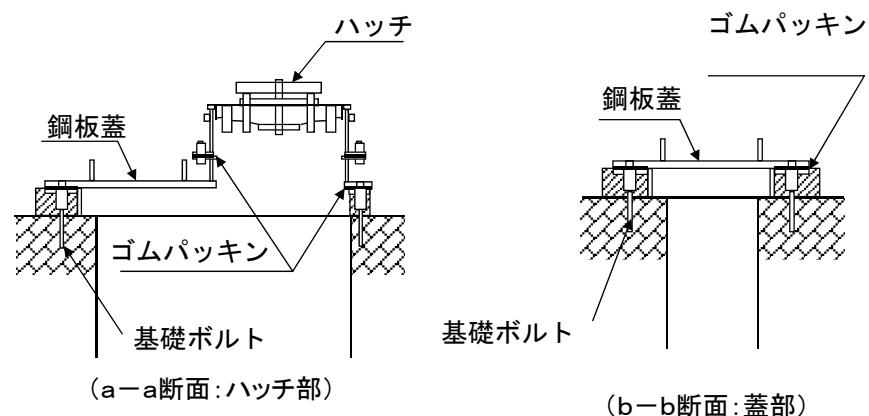


■ : タイプ① (L型 鋼板蓋+ハッチ式) 3個 ■ : タイプ② (L型 鋼板蓋式) 5個
■ : タイプ③ (I型 鋼板蓋式) 2個

【取水口～海水ポンプ室平面図】



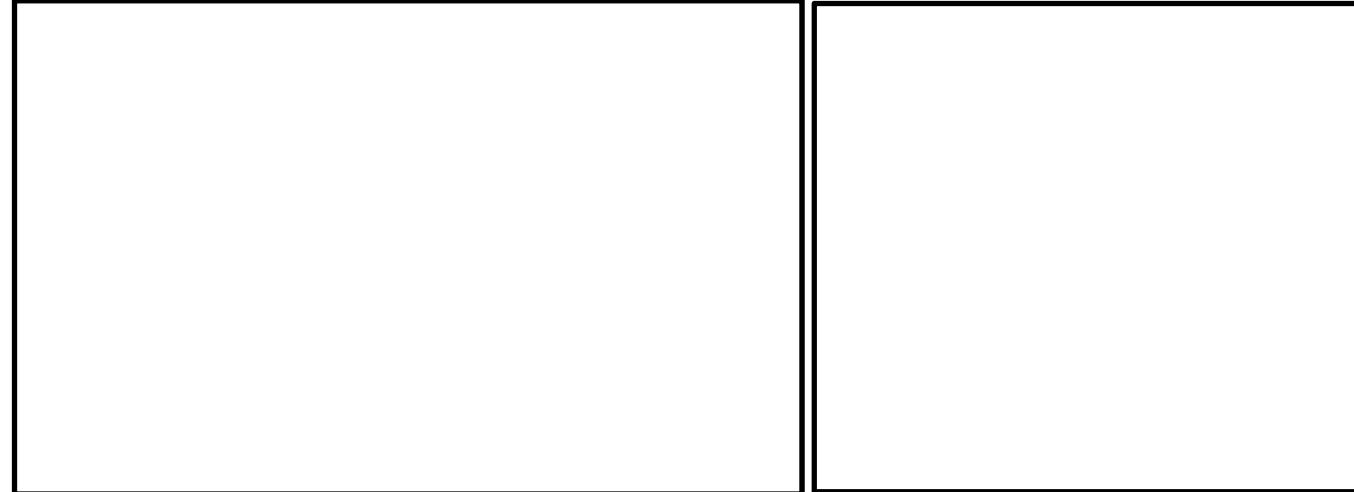
【平面図 タイプ①(鋼板蓋+ハッチ式)の例】



8. 敷地への浸水防止(外郭防護1)

(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止(2/7)

- ◆ 取水路から流入する津波が、海水ポンプのグランドドレンの排水先である取水ピットからグランドドレン配管を経由して、海水ポンプ室に到達する可能性がある。
- ◆ このため、グランドドレン排出先を取水ピットから海水ポンプグランドドレン排出口に変更し、逆止弁を設置することで流入防止を図る。



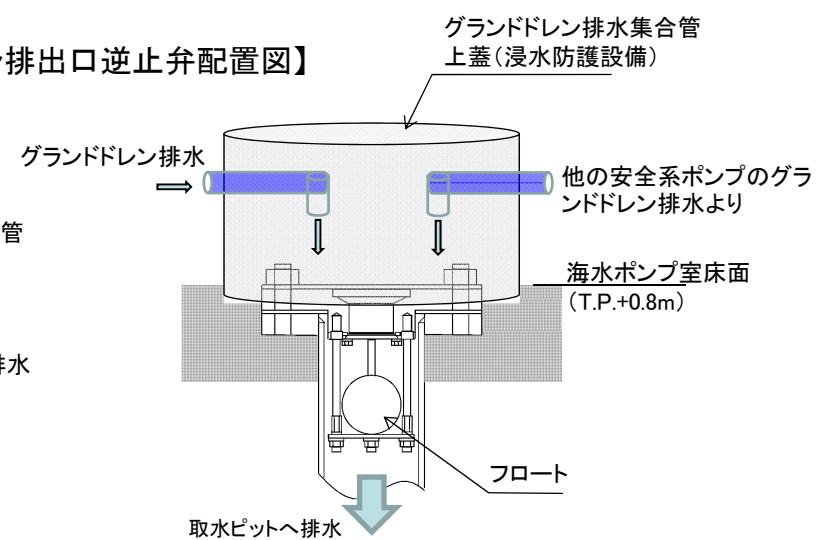
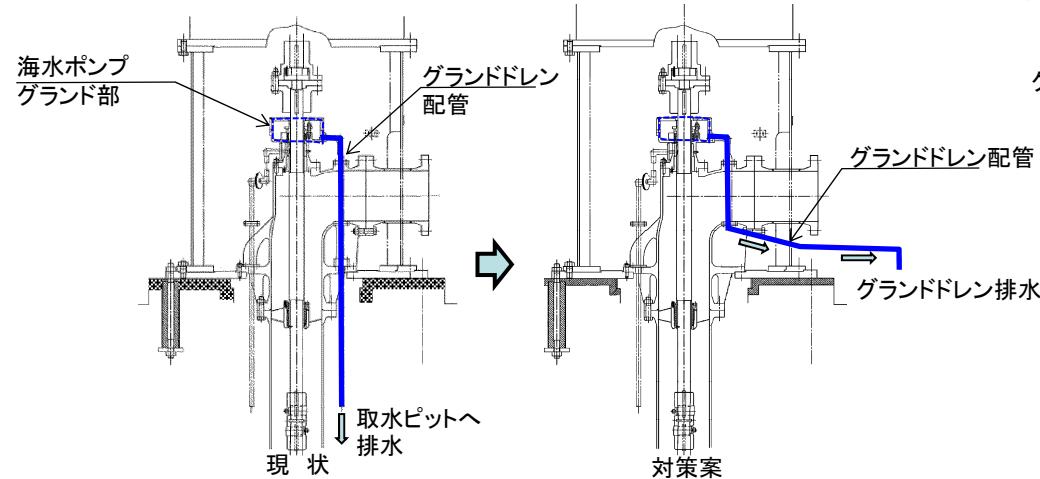
● : 残留熱除去系海水ポンプ(RHRSポンプ)
● : 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ(HPCS DGSWポンプ)

● : 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ(DGSWポンプ)

● : 補機冷却用海水ポンプ(ASWポンプ)

● : 海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁

【海水ポンプ及び海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁配置図】



【海水ポンプグランドドレン配管からの浸水防止対策概要(海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁の設置)】

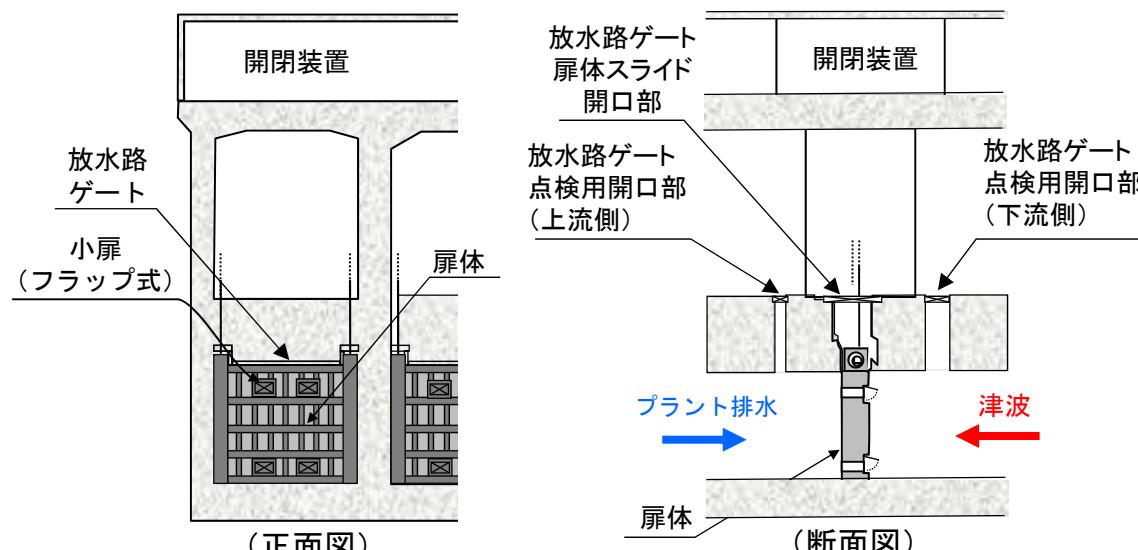
8. 敷地への浸水防止(外郭防護1)

(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止(3/7)

- ◆ 放水路から流入する津波が放水ピットの開口部から設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置された敷地に流入することを防止するため、放水路に放水路ゲートを設置する。また、放水路ゲート設置に伴い、点検用開口部を設けるため、点検用開口部に浸水防止蓋を設置する。



【放水路ゲート設置 エリア】



【放水路ゲート概略構造イメージ】

【放水路ゲート設計方針】

- ◆ 放水路ゲートは、敷地への遡上のある津波の襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため、**重要安全施設(MS-1)**として設計する。
- ◆ 重要安全施設として、設置許可基準規則第12条に基づき、**機器の单一故障が発生し、外部電源が利用できない場合においても機能できるように、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保する設計とする。**
- ◆ 放水路ゲートが閉止している状態においても、**非常用海水ポンプの運転が可能な設計とする。**
- ◆ また、**誤操作を防止し、確実な操作が可能な設計とする。**

【放水路ゲート主要仕様】

- ◆ 主要材料
 - ・基礎：鉄筋コンクリート製
 - ・扉体：鋼製
- ◆ 台数：3台(各放水路1台)
- ◆ 駆動方式：電動駆動式、機械式

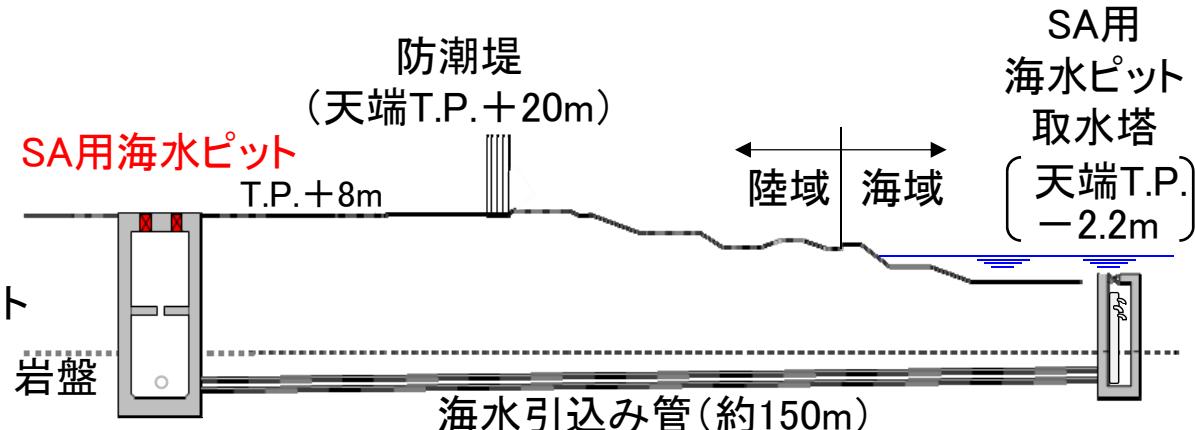
8. 敷地への浸水防止(外郭防護1)

(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止(4/7)

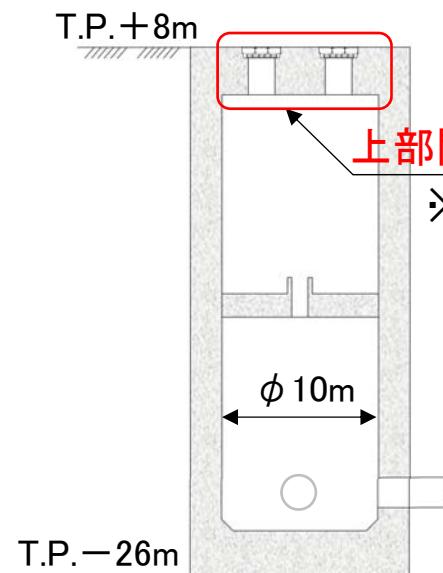
◆可搬型重大事故等対処設備の海水取水源として設置するSA用海水ピットの上部開口部からの津波の流入を防止するため、上部開口部に浸水防止蓋を設置する。



【配置計画図】

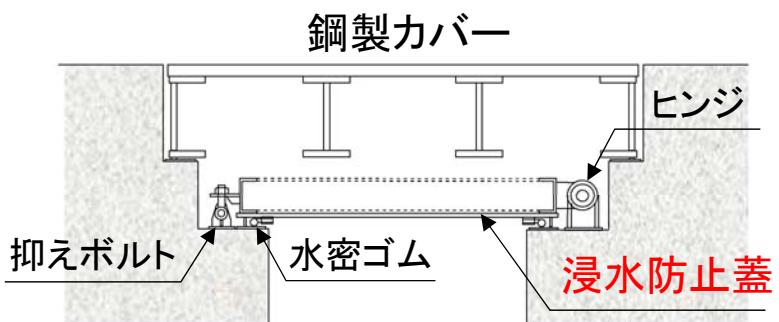


【取水塔～SA用海水ピット断面図】



(ピット上部平面図)

- 型式: 鋼製蓋
- 個数: 6
- 材質: 炭素鋼



(ピット上部平面図)

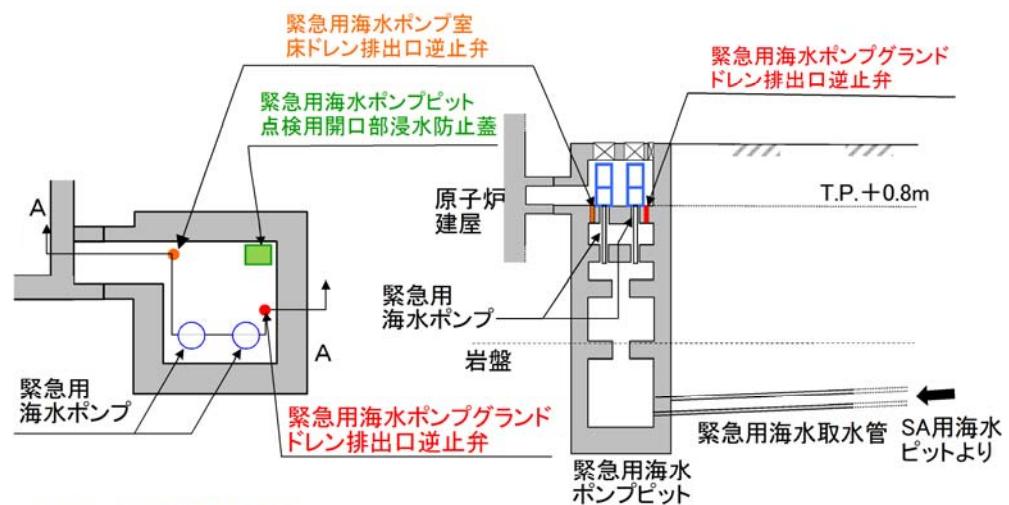
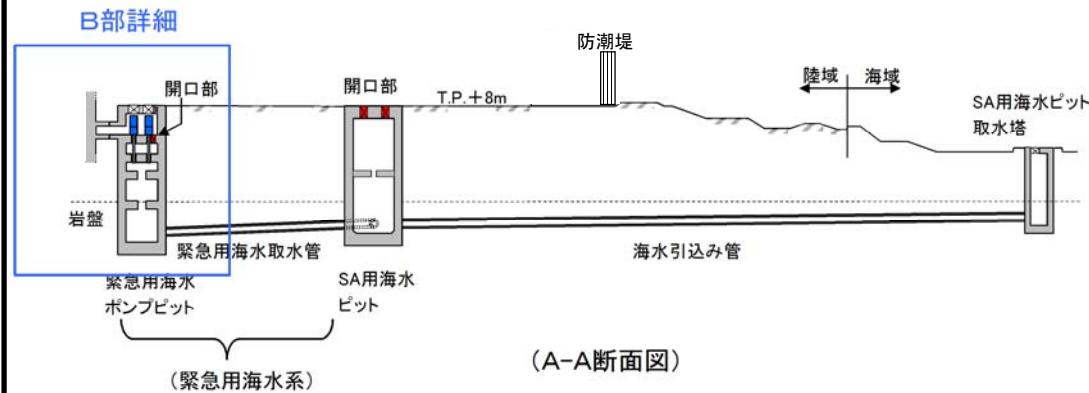
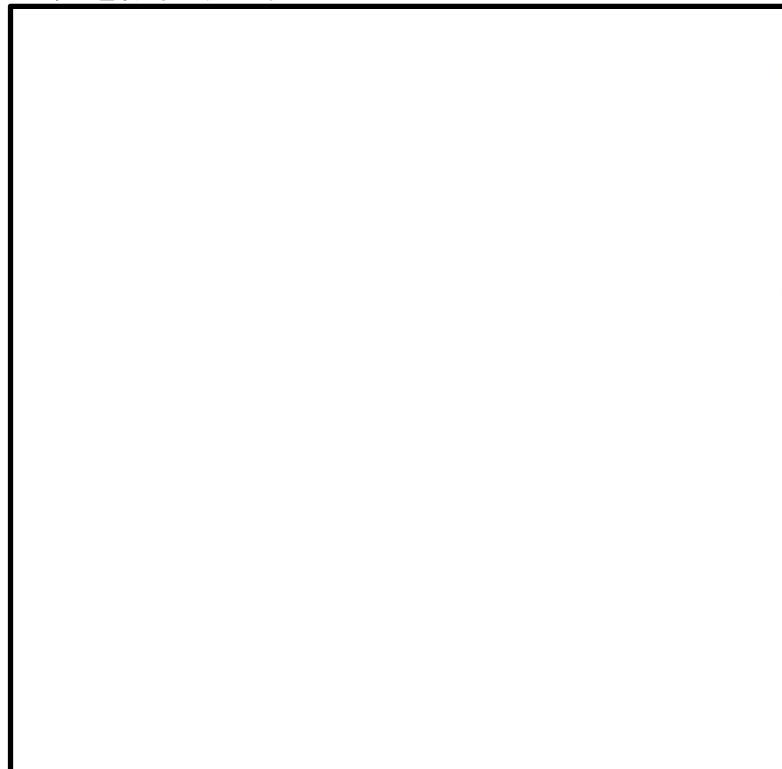
- 主要寸法
長さ 約2.0m, 幅 約1.5m, 高さ 約0.2m
- 耐震重要度分類: Sクラス

【SA用海水ピット上部開口部浸水防止蓋構造概要図】

8. 敷地への浸水防止(外郭防護1)

(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止(5/7)

- ◆ 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、緊急用海水ポンプピットを設置する(第48条)。
- ◆ 上記に伴い、SA用海水ピットから接続される非常用海水取水管を経由した津波が、緊急用海水ポンプピットに流入し、設計基準対象施設が設置された建屋及び区画への流入の防止及び重大事故等対処施設の設置された建屋及び区画への流入を防止するため、点検用開口部に浸水防止蓋、ポンプグランドドレン排水口及び床ドレン排出口に逆止弁を設置する。

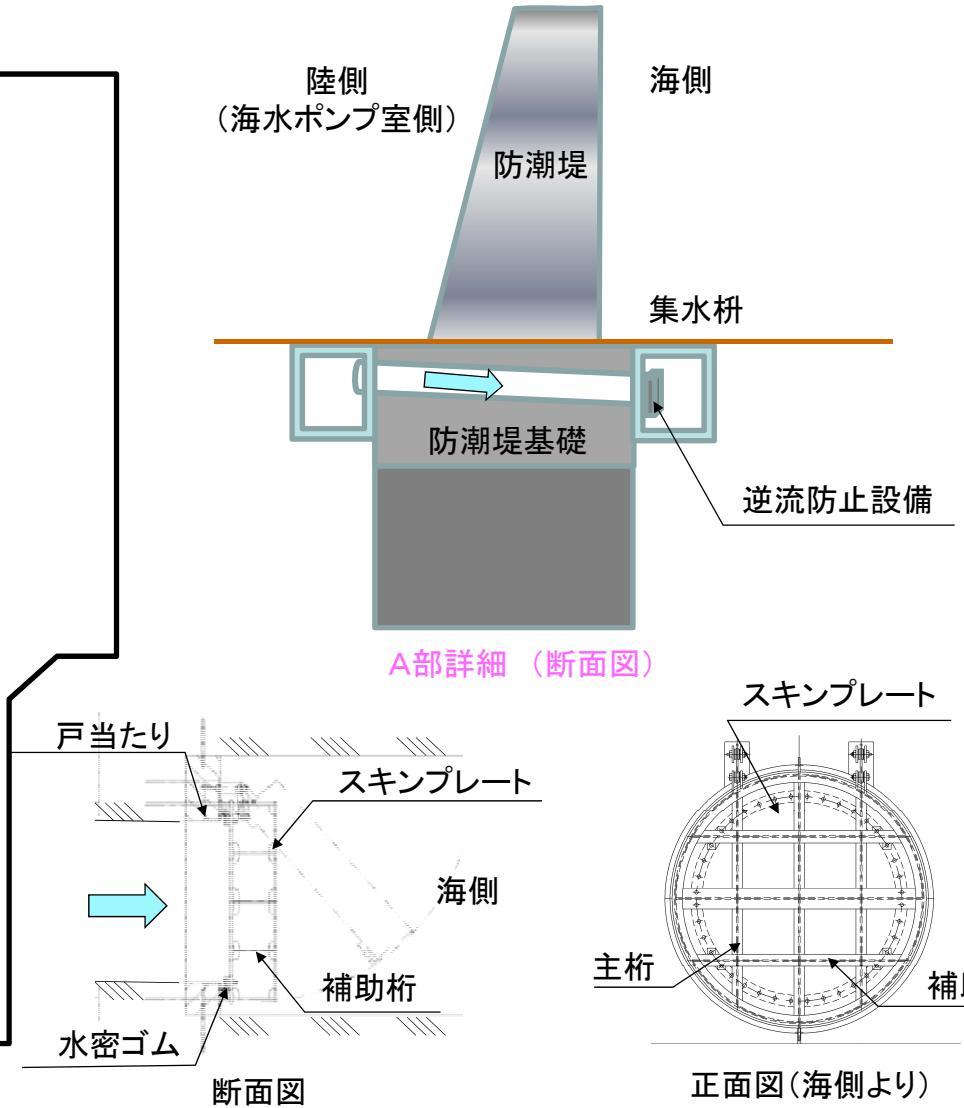
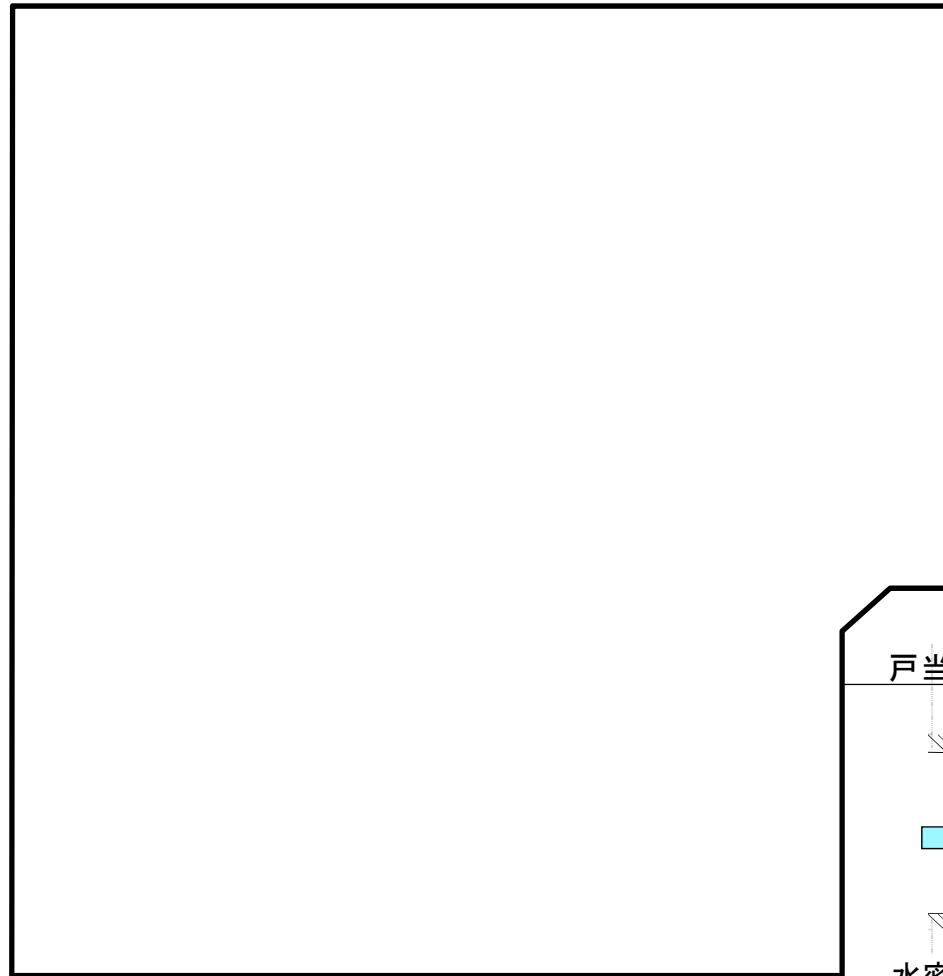


8. 敷地への浸水防止(外郭防護1)

(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止(6/7)



- ◆ 防潮堤下部を貫通し、海と連接する構内排水路 全9箇所に対して、逆流防止設備を設置する。



【逆流防止設備概略構造図】

8. 敷地への浸水防止(外郭防護1)

(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止(7/7)

- ◆ 入力津波が設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備が設置される敷地に流入しないことを確認した。

【入力津波の敷地への到達・流入評価結果】

経 路	系 統	入力津波高さ	許容津波高さ	裕度	評価
取水路	海水系	T.P.+19.3m	T.P.+22.0m	2.7m	流入しない
	循環水系	T.P.+19.3m	T.P.+22.0m	2.7m	
	緊急用海水系(SA用海水ピット)	T.P.+9.0m	T.P.+12.0m	3.0m	
	緊急用海水系(緊急用海水ポンプピット)	T.P.+9.4m	T.P.+12.0m	2.6m	
放水路	放水路	T.P.+19.1m	T.P.+22.0m	2.9m	流入しない
	放水路ゲート点検用開口部	T.P.+19.1m	T.P.+22.0m	2.9m	
構内排水路	構内排水路貫通部(敷地側面北側)	T.P.+15.4m	T.P.+18.0m	2.6m	
	構内排水路貫通部(敷地前面東側)	T.P.+17.9m	T.P.+20.0m	2.1m	

9. 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2) (1/2)



【浸水対策】

- ◆ 外郭防護1で示したとおり、特定した取水路、放水路等の津波の流入の可能性のある経路に対し、浸水対策を講じることにより、津波の流入防止は可能と考える。
- ◆ しかし、重要な安全機能を有する非常用海水ポンプの設置されている海水ポンプ室は、津波の直接の流入経路となる海水ポンプグランドレン排出口が存在するため、漏水が継続することによる浸水想定範囲を設定し、防水区画化する。



【海水ポンプ室凡例】

- : 残留熱除去系海水ポンプ(4台)
(RHRSポンプ)
- : 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ(2台)
(DGSWポンプ)
- : 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水
ポンプ(1台)(HPCS DGSWポンプ)
- : 防水区画化範囲(海水ポンプ室)

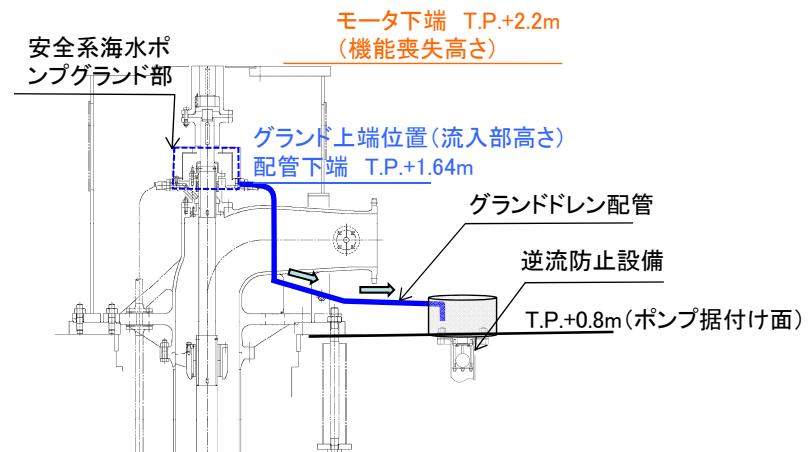
【評価条件】

- ◆ 防水区画化に設定した海水ポンプ室の非常用海水ポンプグランドレン排水口逆止弁からの漏水を想定した浸水量評価の条件は、以下のとおり。
 - ・流入高さ: グランドレン配管下端 T.P.+16.4m(配管下端レベルの低い非常用ディーゼル発電機用海水ポンプを選定)
 - ・逆止弁漏水条件: 完全開固着を想定
 - ・海水ポンプ室有効区画面積: 北側39.2m², 南側55.6m²
 - ・機能喪失高さ: モータ下端高さ:T.P.+2.2m…①
 - ・海水ポンプ室床面高さ:T.P.+0.8m…②
 - ・許容浸水高さ: 1.4m…①-②

【評価方法】

- ◆ 取水ピットにおける上昇側の入力津波の時刻歴波形から、水位がグランドレン配管下端レベルを上回る継続時間を保守的に設定した上で、海水ポンプ室への漏水量及び浸水高さを算出し、許容浸水高さと比較する。

【海水ポンプ室配置図(防水区画化範囲)】



【非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの状況】

9. 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2) (2/2)

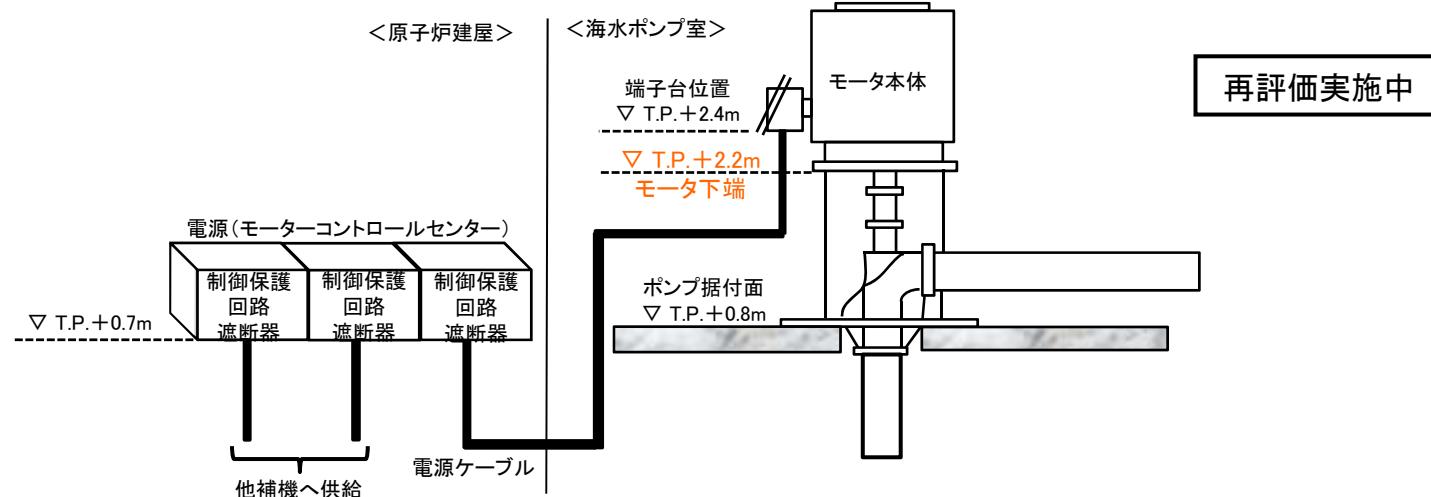
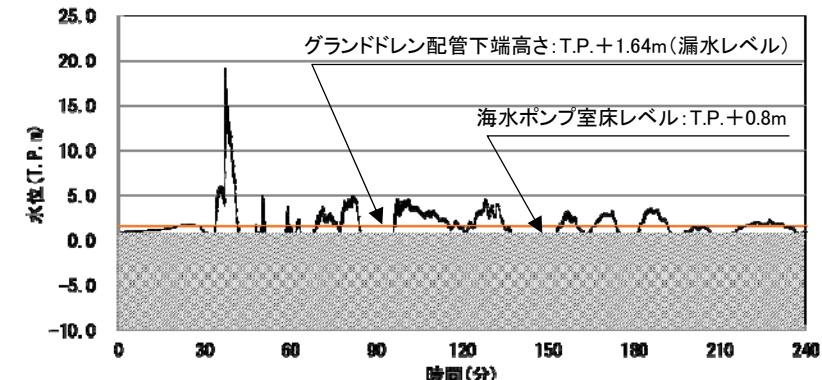


【評価結果】

- ◆ 非常用海水ポンプグランドレン排水口逆止弁からの漏水量を評価した結果、海水ポンプ室内の浸水高さは、海水ポンプ室北側が高く0.33mとなったが、許容津波高さに対して十分な余裕があることを確認した。

【漏水量評価結果概要】

	海水ポンプ室(北側)	海水ポンプ室(南側)
①漏水量	12. 9m ³	12. 9m ³
②有効区画面積	39. 2m ²	55. 6m ²
③浸水深さ(①/②)	0. 33m	0. 24m
④浸水高さ	1. 13m	1. 04m
⑤機能喪失高さ	T.P.+2. 2m(モータ下端高さ)	
⑥裕度(⑤-④)	1. 07m	1. 16m
評価結果	○	○



【非常用海水ポンプの位置関係図(非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ)】

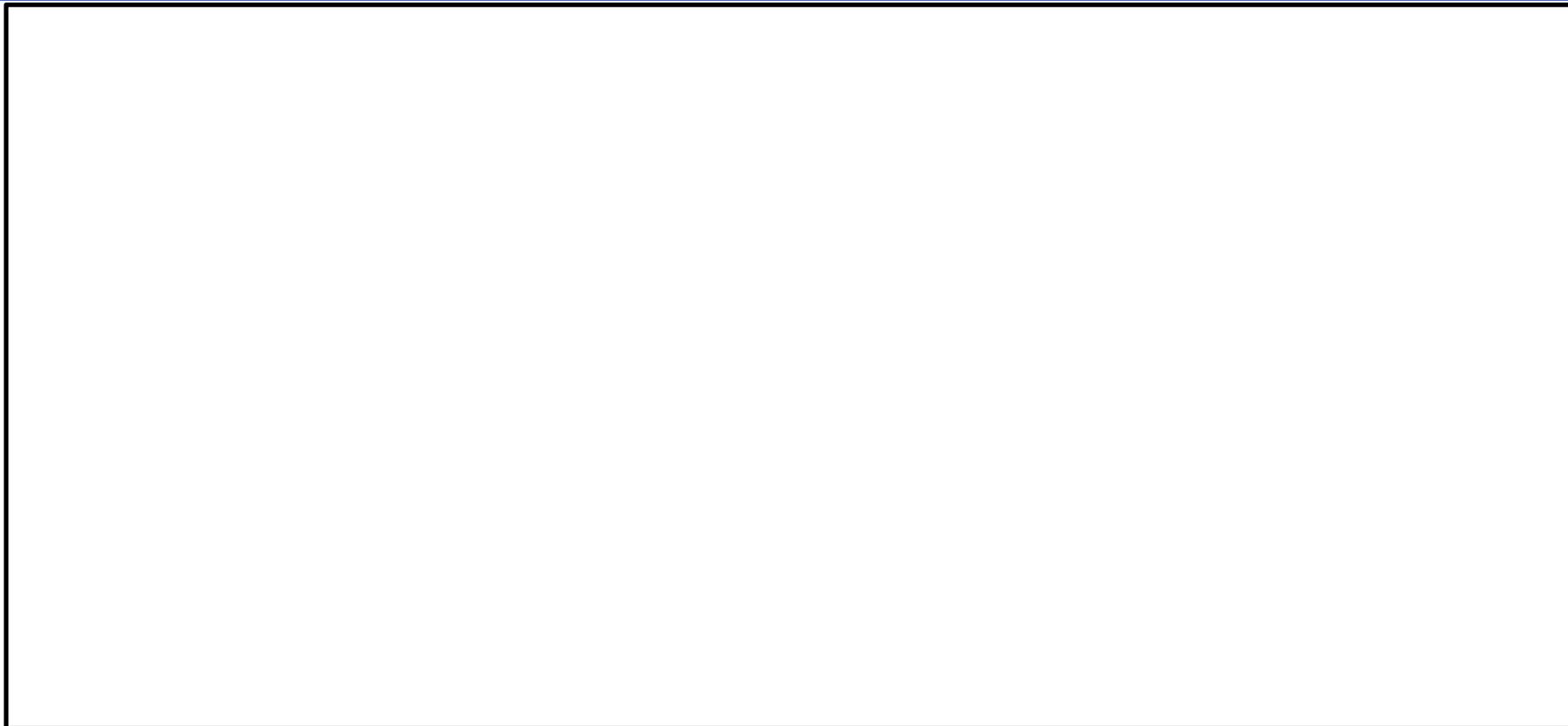
【排水設備の必要性】

- ◆ 非常用海水ポンプグランドレン排出配管逆止弁からの漏水を考慮しても、安全機能は阻害されないため、排水設備は不要と判断した。

10. 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)



(1) 浸水防護重点化範囲の設定



【凡例】

T.P.+3.0m～T.P.+8.0m

T.P.+8.0m～T.P.+11.0m

T.P.+11.0m以上

設計基準対象施設の津波防護対象
設備を内包する建屋及び区画

浸水防護重点化範囲(内郭防護)

【凡例】

T.P.+3.0m～T.P.+8.0m

T.P.+8.0m～T.P.+11.0m

T.P.+11.0m以上

重大事故等対処施設の津波防護対象
設備を内包する建屋及び区画

浸水防護重点化範囲(内郭防護)

【設計基準対象施設の浸水防護重点化範囲】

【重大事故等対処施設の浸水防護重点化範囲】

10. 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)

(2) 浸水防護重点化範囲における浸水対策(1/3)



◆ 屋内の溢水

※ 溢水量評価の詳細は第9条「溢水による損傷の防止等」の適合状況説明資料で説明

①循環水系伸縮継手破損に伴う系外漏洩

◆溢水量評価

- ・破損部からの流入(※)と耐震B, Cクラス機器の破損による溢水を考慮

※漏洩検知器による循環水ポンプ停止と隔離弁閉インターロックを設ける。ポンプ停止までの流入量を浸水量評価により算定。

地震起因による溢水量

項目		溢水量(m ³)
循環水系配管の 伸縮継手部	地震発生から漏洩検知インターロック による循環水ポンプ停止および復水器 水室出入口弁の閉止までの溢水量	約11,900
耐震B, Cクラス機器の保有水量		約9,010
合計		約20,910

タービン建屋の溢水を貯留できる空間容積

タービン建屋階層	空間容積(m ³)
T.P.-4.00～T.P.-1.60m	約2,784
T.P.-1.60～T.P.+5.50m	約17,326
T.P.+5.50～T.P.+8.20m	約6,589
合計	約26,699

⇒タービン建屋の地下部に貯留可能であり、他区画への流出がないことを確認。

約20,910m³(地震起因による溢水量) < 約26,699m³(タービン建屋の溢水を貯留できる空間容積)

貫通部止水対策は、裕度を見込みT.P.+8.2mまで実施

10. 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)

(2) 浸水防護重点化範囲における浸水対策(2/3)

◆ 屋外の溢水

※ 溢水量評価の詳細は第9条「溢水による損傷の防止等」の適合状況説明資料で説明



②循環水系伸縮継手破損に伴う浸水

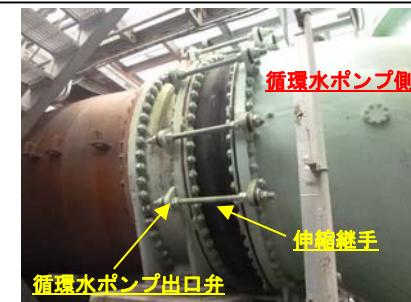
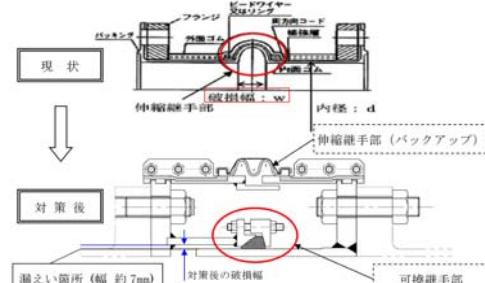
◆溢水量評価

- ・破損部からの海水の流入(※)を考慮

※漏洩検知器による循環水ポンプ停止と隔離弁閉インターロックを設ける。ポンプ停止までの流入量を浸水量評価により算定。

循環水系伸縮継手をゴム製伸縮継手からメカニカル式クローザージョイントに取替実施
⇒現状の伸縮継手からのリング破損による溢水量を大幅に低減

循環水ポンプ出口弁と伸縮継手配置変更
⇒流入を遮断し津波浸水を防ぐ



⇒循環水ポンプエリア内で貯留可能であり、他区画への流出がないことを確認。

貫通部止水対策は、海水ポンプ室の浸水防護重点化範囲を全て実施

10. 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)

(2) 浸水防護重点化範囲における浸水対策(3/3)

◆ 屋外の溢水

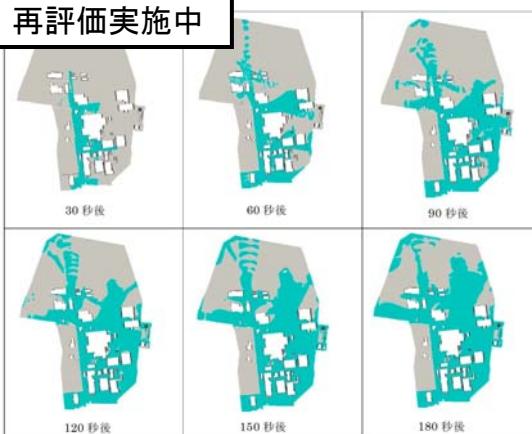
※ 溢水量評価の詳細は第9条「溢水による損傷の防止等」の適合状況説明資料で説明

③屋外タンク等の損傷に伴う保有水流出

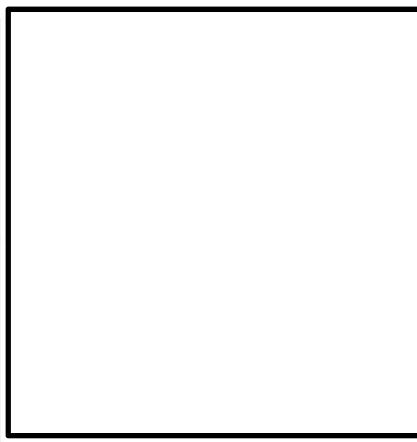
◆ 溢水量評価

- ・溢水伝播挙動解析により、浸水防護重点化範囲の境界における浸水水位を評価

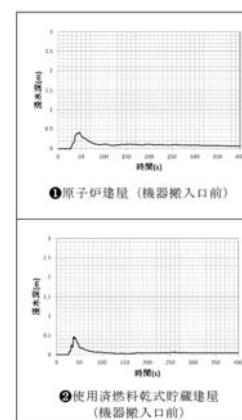
再評価実施中



溢水伝播挙動



水位測定箇所



水位測定箇所における浸水深

原子炉建屋、使用済燃料乾式貯蔵建屋等について、防護対象設備への溢水影響がないことを確認。

④排水ポンプ停止に伴う地下水位上昇

◆ 溢水量評価

- ・保守的に地下部がすべて浸水すると想定しても影響なし

浸水水位

浸水水位(T.P.+m)

8.0m(敷地地下部)



地下部には止水処置を実施しておおり、防護区画内に浸水することはない

11. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止(1/2)

(1) 非常用海水冷却系の取水性(1/2)

- ◆基準津波による取水ピットにおける下降側水位の評価結果を踏まえ、取水口前面の海中に貯留堰を設置し、非常用海水ポンプの取水性を確保する。

【引き波時の非常用海水ポンプの取水性評価】

非常用海水ポンプ	取水ピット水位 (T.P.m)	評価用水位 ^{※1} (T.P.m)	取水可能水位 (T.P.m)	機能保持
残留熱除去系海水ポンプ(4台)	-5.64	-6.0	-5.66 ^{※2}	不可 ^{※3}
非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ(2台)			-6.08	可能
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ(1台)			-6.08	可能

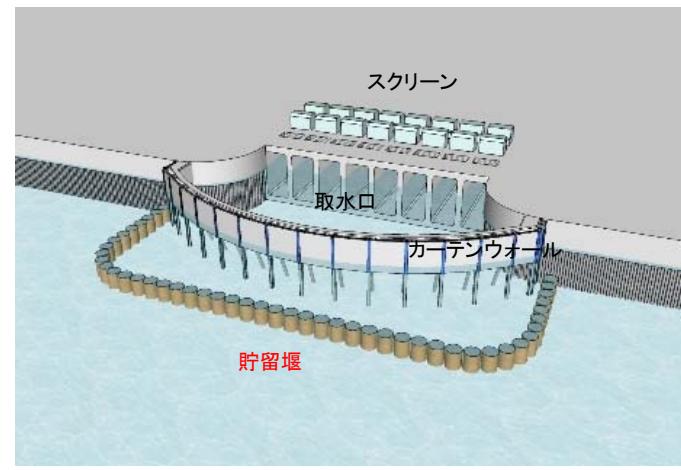
※1:取水ピットにおける下降側水位に潮位のばらつき、数値計算上のばらつきを考慮した値

※2:実機ポンプを用いた水理実験結果に基づく取水可能水位

※3:引き波時の評価用水位がポンプの取水可能水位を下回るため、取水口前面の海中に貯留堰を設置する。



【貯留堰概要】



【貯留堰設置イメージ】

11. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止(2/2)

日立

(1) 非常用海水冷却系の取水性(2/2)

貯留堰の有効容量設定について、砂堆積・スロッシングによる影響を評価した。

(1) 砂の堆積による影響について

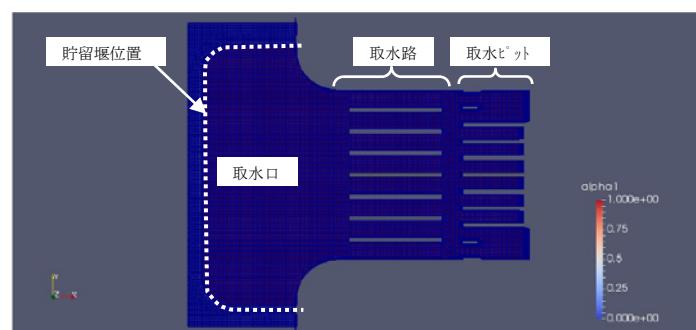
① 取水口前面の砂堆積は0.36mであり、地盤高さはT.P.-6.89mである。これに対し取水路下端はT.P.-6.04mであり砂の堆積分を含めても取水口の底面と約0.5mの段差があることから取水路への砂の堆積の影響はない。

② 仮に取水ピットに0.36m砂の堆積した場合においても、吸込み下端レベルまで十分に離れていることから、非常用海水ポンプの取水性能に影響を与えることはなく、有効貯留容量にも影響はない。また、海水ポンプの吸込み下端レベル(T.P.-6.01m～T.P.-6.52m)は、取水ピット底面(T.P.-7.85m)から1.32m～1.84mの高い位置に設置されており非常用海水ポンプの取水性に影響を与えない。

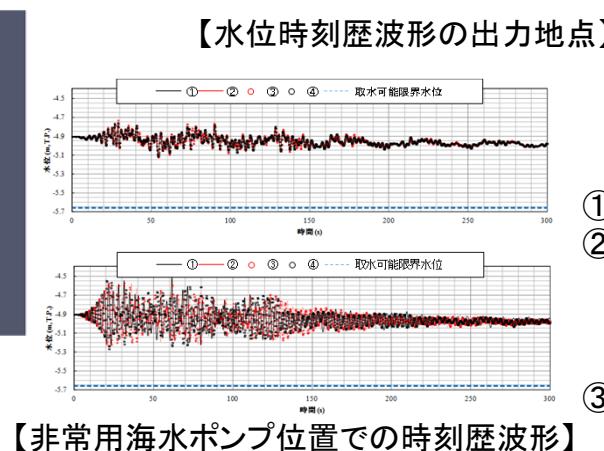
(2) スロッシングによる影響について

<スロッシングの条件>

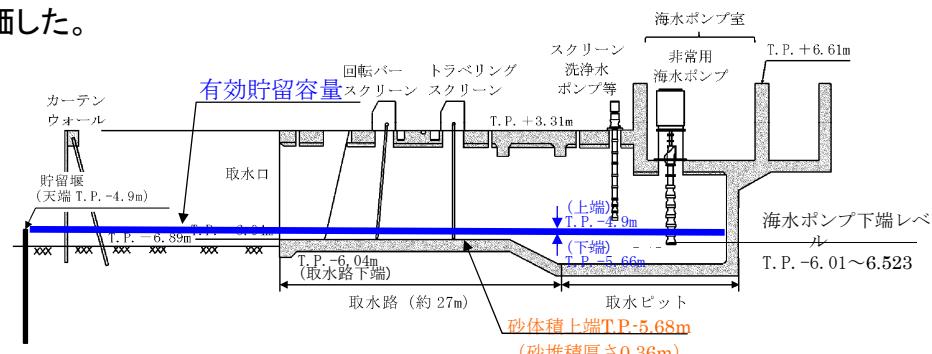
- ・ 地震動：余震 (S d - D 1)
- ・ 初期水位：貯留堰満水時（天端） T.P.-4.9m
- ・ ポンプ運転状態：安全系ポンプ7台 ($4,323\text{m}^3/\text{h}$)
- ・ 有効貯留量： $2,378\text{m}^3$ （損失考慮なし）
- ・ 取水可能時間：引き波の継続時間約3分に対し約33分。
- ・ 解析コード：OpenFORM (ver2.2.0)



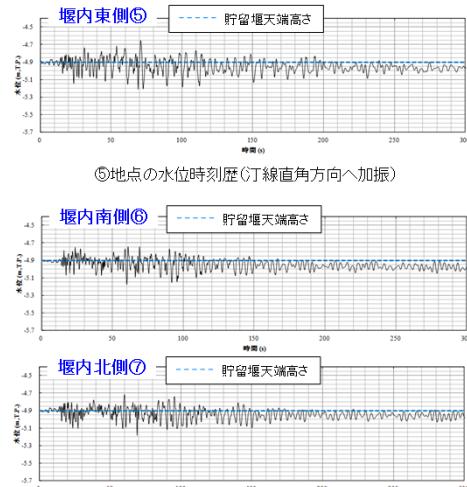
【スロッシングの解析モデル】



【非常用海水ポンプ位置での時刻歴波形】



【取水口～取水ピットの断面図】



⑥, ⑦地点の水位時刻歴(汀線平行方向へ加振)

⑤地点の水位時刻歴(汀線直角方向へ加振)

⑥, ⑦地点の水位時刻歴(汀線平行方向へ加振)

⑤地点の水位時刻歴(汀線直角方向へ加振)

⑥, ⑦地点の水位時刻歴(汀線平行方向へ加振)

⑤地点の水位時刻歴(汀線直角方向へ加振)

- ①スロッシングによる溢水量は 249m^3 であった。
- ②有効貯留量 $2,378\text{m}^3$ に対する非常用海水ポンプの取水可能時間は約33分であり、溢水量 249m^3 を引くと取水可能時間は約29分となった。
- ③非常用海水ポンプの取水性に影響を与えることはない。

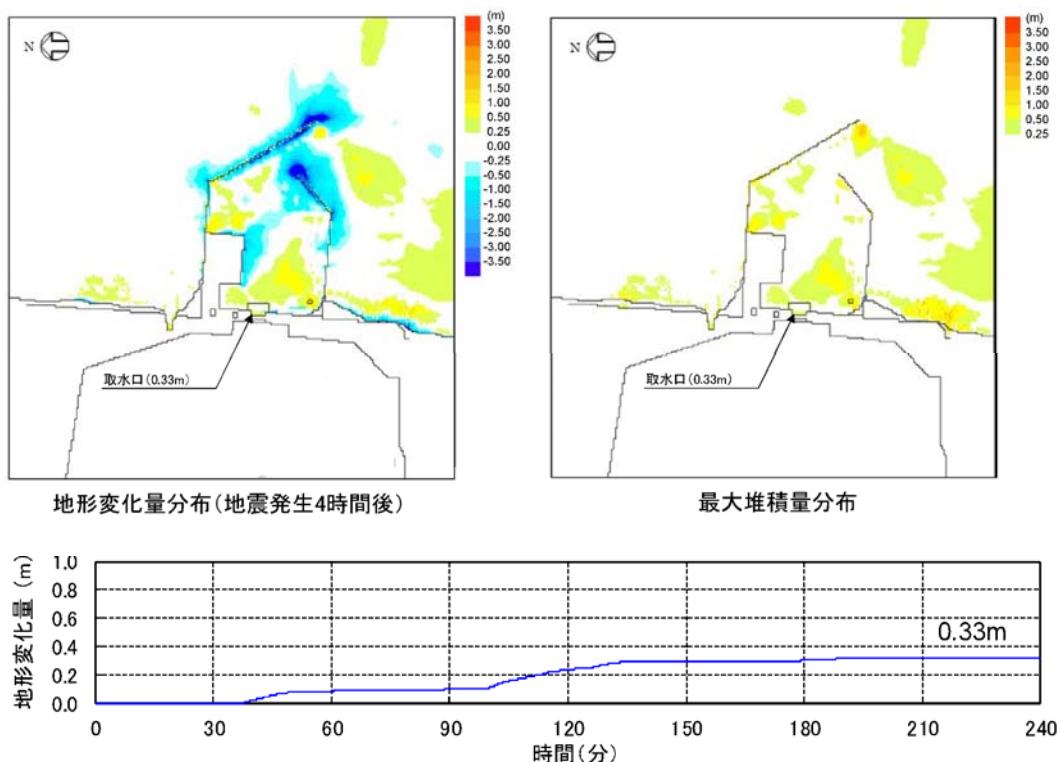
11. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止

(2) 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認(1/8)



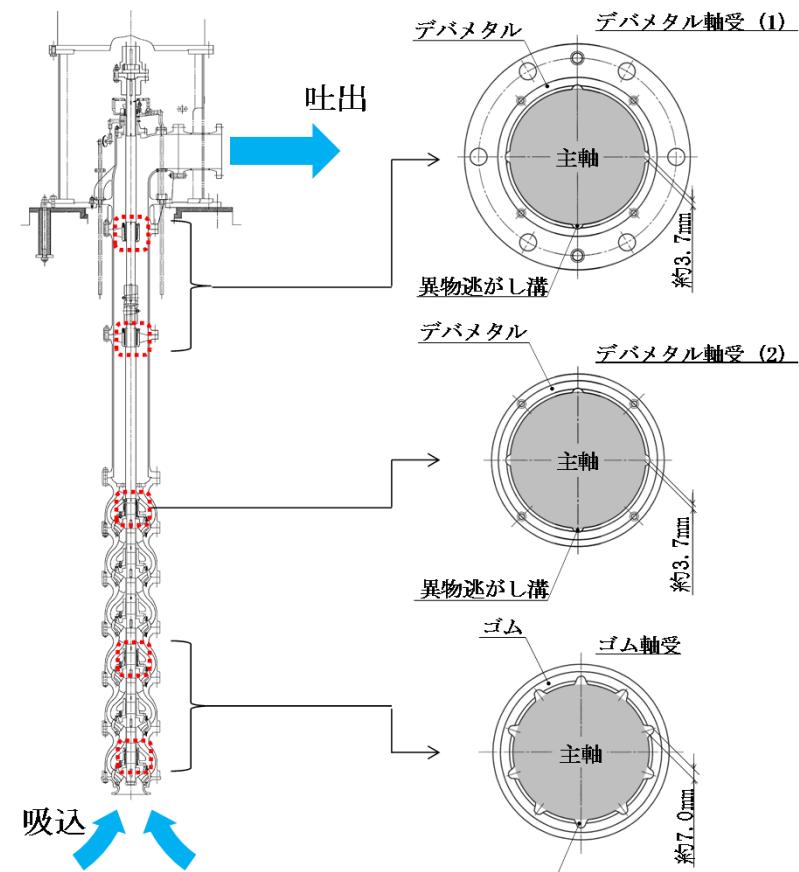
◆ 砂移動及び浮遊砂に対する非常用海水系の取水性確保

- ✓ 取水口前面における砂堆積厚さは、防波堤ありの条件において最大0.33m、防波堤なしの条件で0.36m(高橋他1999、浮遊砂上限濃度1%)であり、非常用海水ポンプの取水性に影響がないことを確認した。
- ✓ 敷地前面海域における底質調査の結果、砂の中央粒径は0.15mm(底質調査)と微小であり、仮に海水ポンプ軸受に混入した場合においても、異物逃し溝(約3.7mm)から連続排出されるため、海水ポンプは機能保持できることを確認した。



※防潮堤線形形状変更に伴う再解析を実施し、解析結果を反映する。

【砂移動解析結果(上降側、高橋他1999、浮遊砂上限濃度1%)】



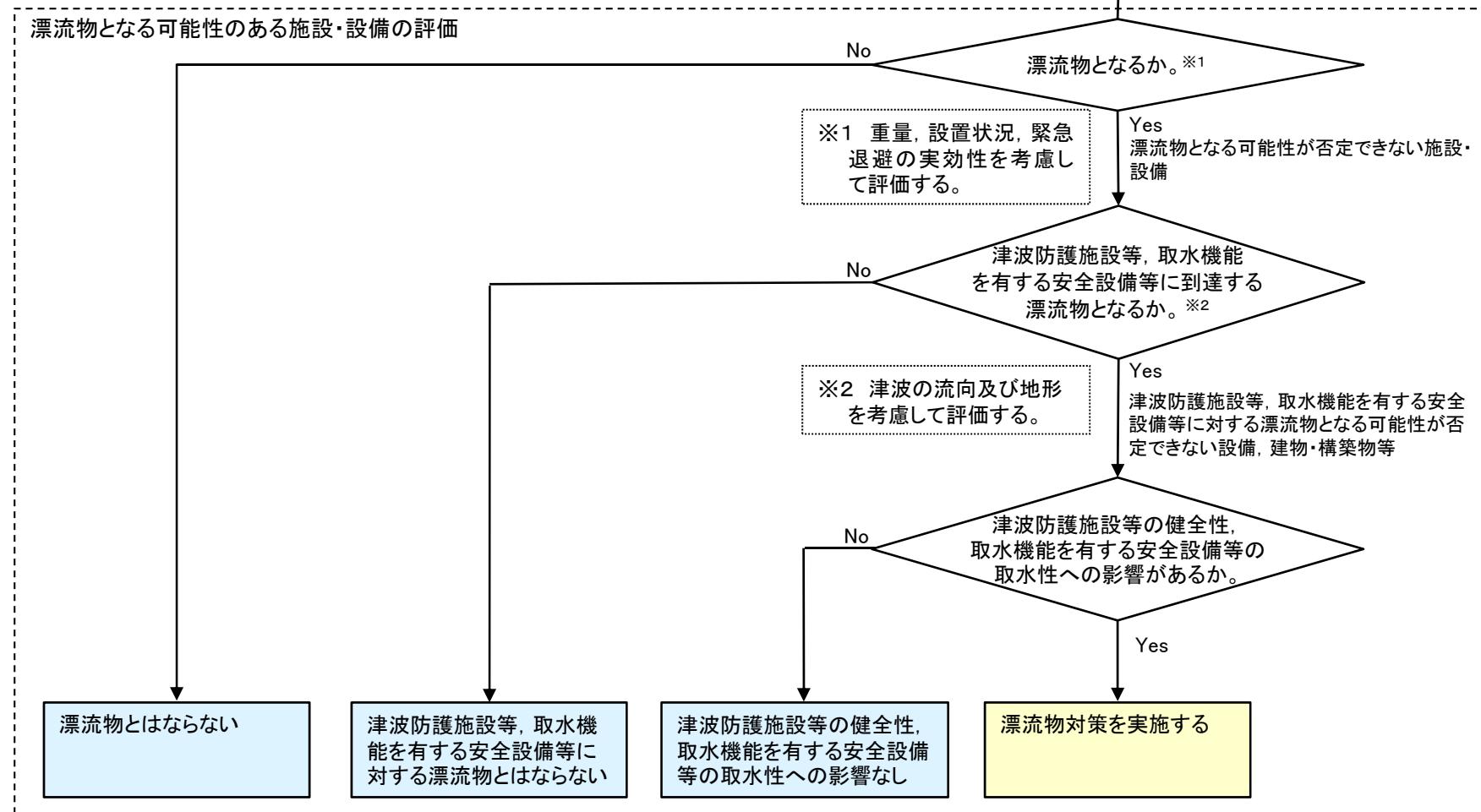
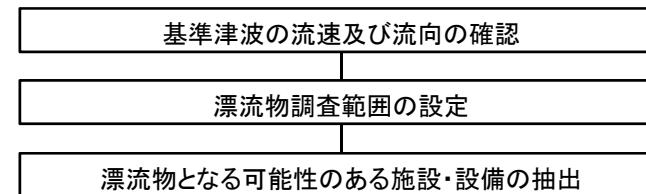
【残留熱除去系海水ポンプ 軸受構造】

11. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止

(2) 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認(2/8)



- ◆ 漂流物評価フローにより、漂流物となる可能性のある設備、建物・構築物等を抽出するとともに、漂流の可能性について評価を行い、非常用海水ポンプの取水性への影響について確認する。
- ◆ また、抽出された漂流物については、津波防護施設、浸水防止設備への波及的影響を評価する。



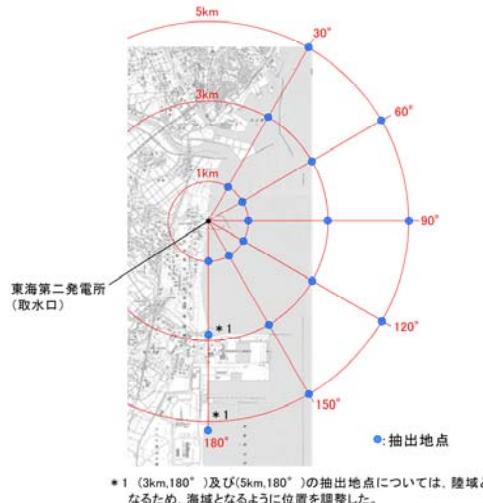
11. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止

(2) 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認(3/8)

◆ 基準津波による漂流物の移動量算出に基づく漂流物の調査範囲の設定

- ✓ 漂流物の調査範囲の設定に先立ち、基準津波の水位、流向及び流速を考慮し、漂流物の移動量を算出した結果、防波堤がある条件において約3.6kmが最大となつたため、調査範囲を取水口から5kmに設定した。

【敷地周辺における水位、流向、流速の抽出地点】



(防波堤あり条件における漂流物の移動量算出結果)

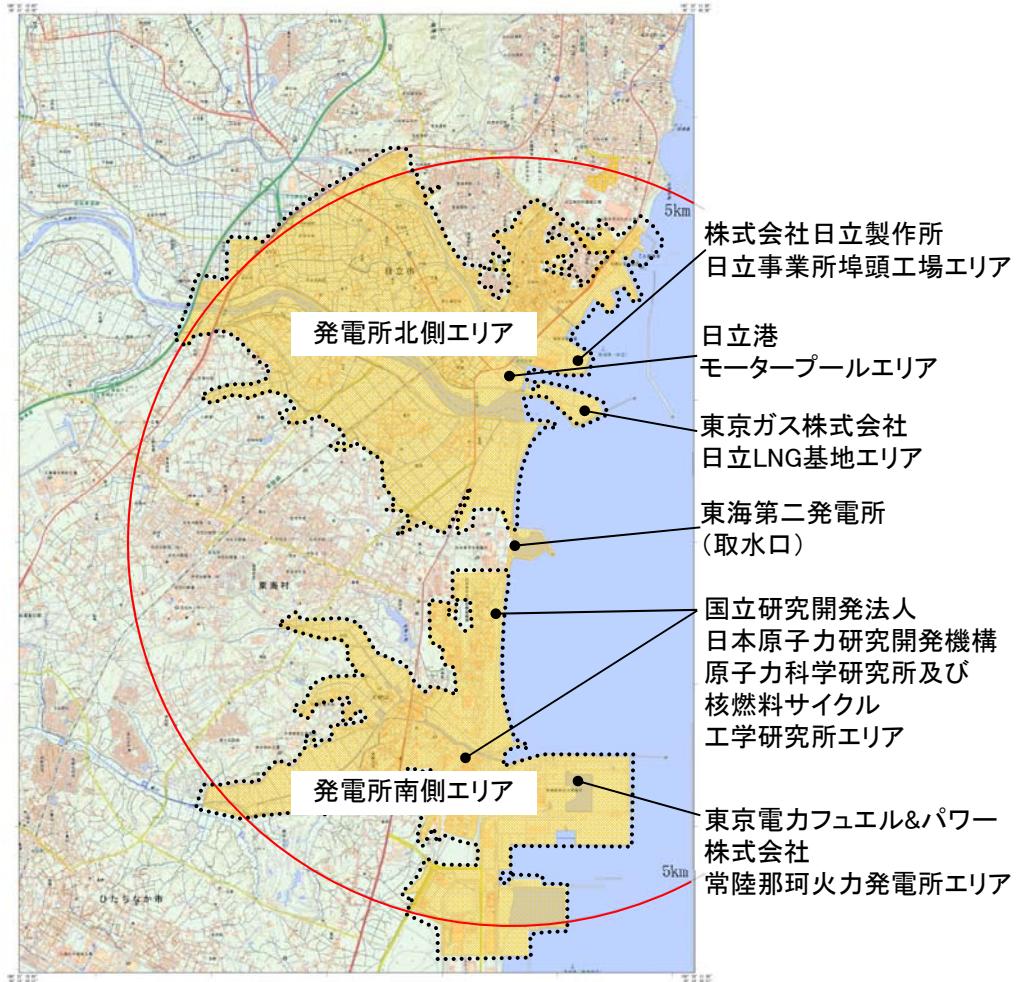
抽出地点	30°	60°	90°	120°	150°	180°
1km	206m	510m	3572m	1275m	2099m	2278m
3km	170m	1131m	1772m	22m	1014m	1512m
5km	429m	572m	1575m	644m	610m	1422m

(防波堤なし条件における漂流物の移動量算出結果)

抽出地点	30°	60°	90°	120°	150°	180°
1km	461m	792m	1449m	1268m	1155m	1710m
3km	445m	857m	1772m	1556m	3089m	10m
5km	1232m	1063m	1575m	1575m	1470m	1617m



算出した移動量を包絡する範囲として漂流物の調査範囲を5kmに設定



【漂流物の調査範囲】

11. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止

(2) 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認(4/8)



◆ 漂流物調査結果概要

✓ 漂流物調査結果に基づく、敷地及び敷地周辺の主な人工構造物の調査結果の概要を以下に示す。

【敷地(防潮堤外側)及び敷地周辺の主な人工構造物】

発電所敷地内 (防潮堤外側)	発電所敷地周辺		
	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	茨城港日立港区	茨城港常陸那珂港区
<ul style="list-style-type: none">◆船舶<ul style="list-style-type: none">▶ 燃料等輸送船▶ 作業台船◆建物類等<ul style="list-style-type: none">▶ プラント設備の建屋(鉄筋コンクリート造)▶ メンテナンスセンター(鉄骨造)▶ 輸送本部建屋(鉄骨造)▶ その他建物(鉄筋コンクリート造)▶ その他建物(東海発電所)(鉄筋コンクリート造)◆設備類等<ul style="list-style-type: none">▶ プラント設備(配管・弁, 盤等)▶ プラント設備(東海発電所)▶ 工事用資材(クレーンウエイト, 治具等)▶ クレーン▶ 灯台▶ 標識ブイ▶ 植生(防砂林)		<ul style="list-style-type: none">◆船舶<ul style="list-style-type: none">▶ 漁船◆建物類等<ul style="list-style-type: none">▶ 倉庫(鉄骨造)	

11. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止

(2) 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認(5/8)

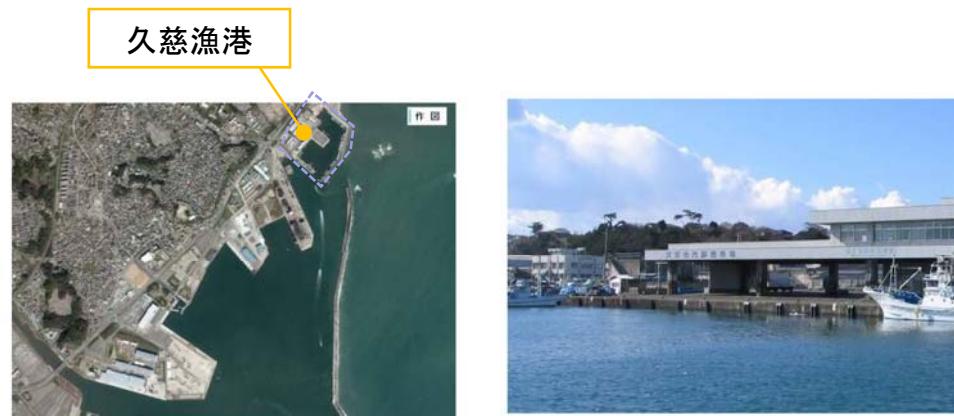


◆ 敷地周辺の漁港の船舶及び敷地前面海域を通過する定期船の調査結果

- ✓ 漁協への聞き取り調査の結果、発電所敷地前面海域において5トン未満の漁船が操業する可能性があることが分かった。また、船会社への聞き取り調査の結果、日立那珂港及び大洗港から苫小牧港を結ぶ定期航路があることを確認した。

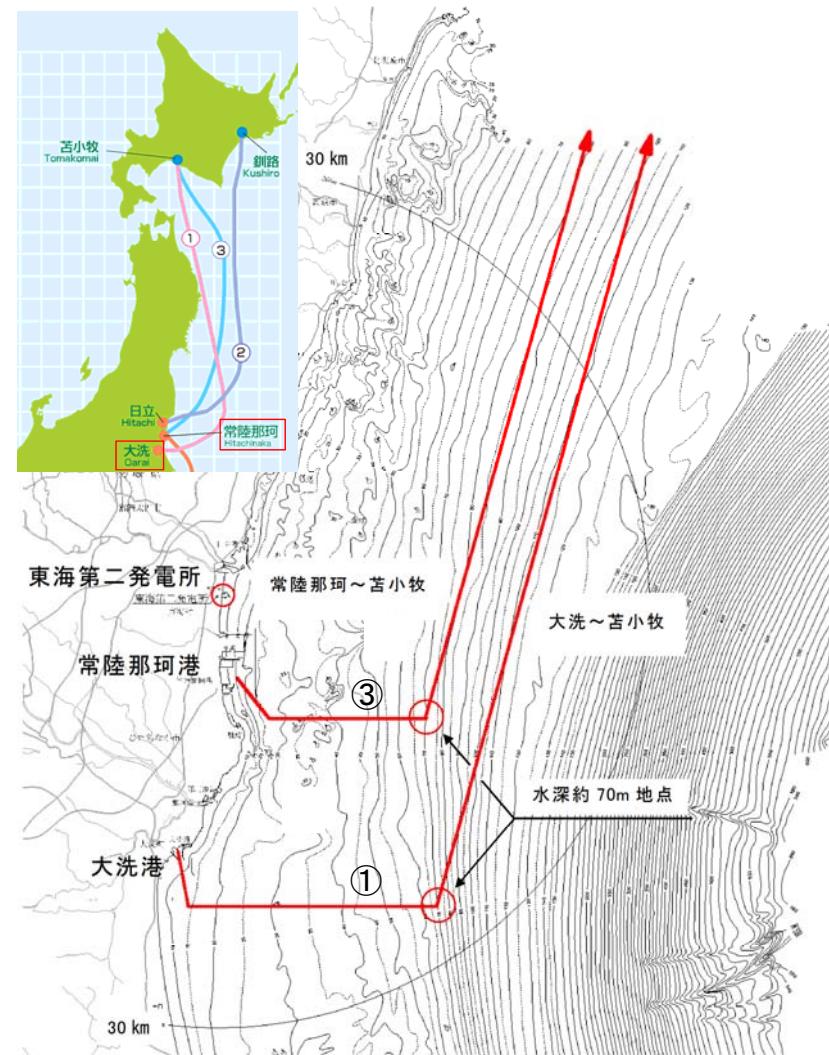
【敷地周辺漁港(久慈漁港)の船舶の種類・数量】
(平成29年3月現在)

トン数	隻数	操業範囲
5トン未満	35	自港及び発電所周辺で操業
5トン～20トン	7	自港周辺にて操業



【敷地周辺における漁港】

【久慈漁港状況】



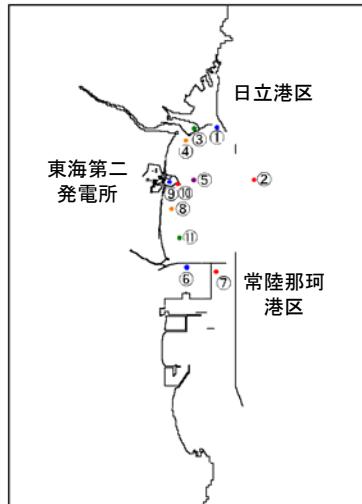
11. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止

(2) 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認(6/8)

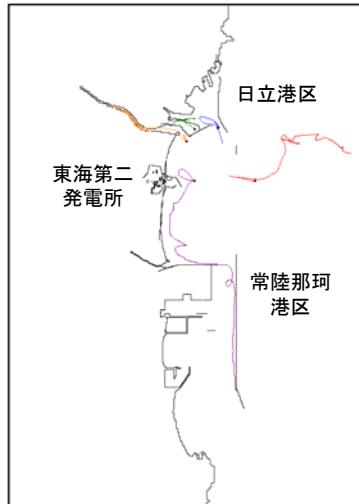


◆漂流物の軌跡解析

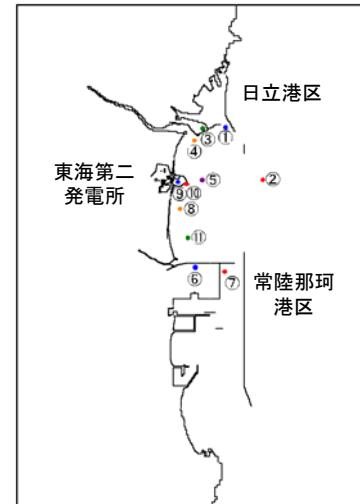
- ✓ 防波堤あり条件及び防波堤なし条件にて、敷地前面海域11地点に漂流物を想定した軌跡解析を実施した結果、漂流物は取水口を含む敷地に到達しないことを確認した。



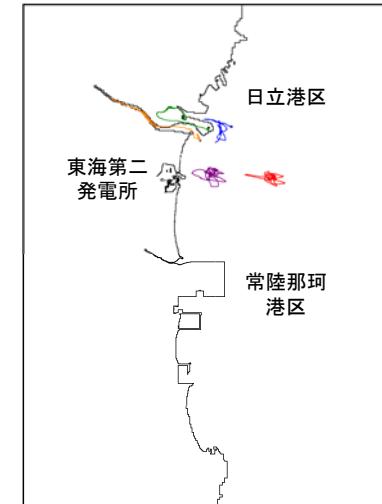
漂流物軌跡解析の初期配置図



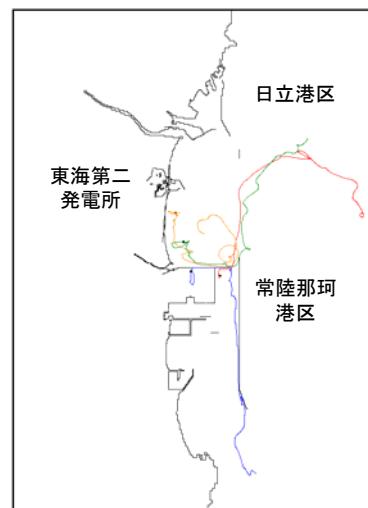
①～⑤の軌跡



漂流物軌跡解析の初期配置図



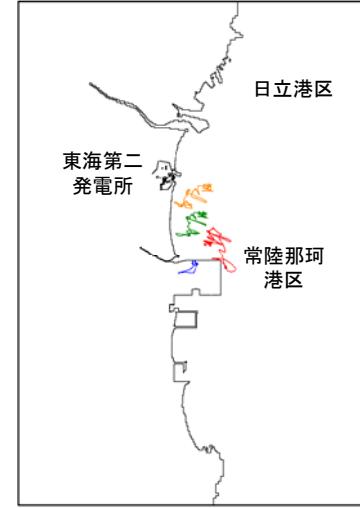
①～⑤の軌跡



⑥～⑧, ⑪の軌跡



⑨, ⑩の軌跡



⑥～⑧, ⑪の軌跡



⑨, ⑩の軌跡

<評価条件>

- ・漂流開始条件: 浸水深10cm
- ・評価時間: 地震発生から240分

【漂流物の軌跡解析(防波堤あり条件)】

【漂流物の軌跡解析(防波堤なし条件)】

11. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止

(2) 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認(7/8)



◆ 漂流物検討対象の選定

調査にて抽出された対象物について、漂流物評価フローに基づく評価を実施した。

<発電所敷地内>

- ✓ 鉄筋コンクリート造建物等の建物類は、地震又は波力により部分的に損壊する可能性があるが、本来の形状を有したまま漂流物とはならない。
- ✓ クレーン等の機器は地震又は波力により損壊するおそれがあるが、重量物であり、気密性もなく沈降することから漂流物とはならない。
- ✓ クレーン荷重試験用ウェイト等は重量物であるため漂流物とはならない。
- ✓ 燃料等輸送船は緊急退避の実効性が確認されていることから漂流物とはならない。
- ✓ コンクリート片等のがれき、鉄骨造建物の外装板、フェンス、空調室外機、車両、浚渫用作業台船等は漂流した場合に取水口へ向かう可能性を否定できない。

<発電所敷地外(発電所北側エリア)>

- ✓ 鉄筋コンクリート造建物等の建物類は、地震又は波力により部分的に損壊する可能性があるが、本来の形状を有したまま漂流物とはならない。
- ✓ クレーン等の機器は地震又は波力により損壊するおそれがあるが、重量物であり、気密性もなく沈降することから漂流物とはならない。
- ✓ コンクリートブロック等は重量物であるため漂流物とはならない。
- ✓ 日立港区に寄港する船舶は津波発生時には荷役・作業を中止し、緊急退避又は係留避泊を実施するため漂流物とはならない。
- ✓ 発電所近郊の海上で操業する漁船は漂流した場合に取水口へ向かう可能性を否定できない。
- ✓ タンク等の機器は地震又は波力により倒壊するおそれがあるが、設置位置及び流況を考慮すると非常用海水ポンプの取水性に影響を与える漂流物とはならない。
- ✓ その他の施設・設備についても設置位置及び流況を考慮すると非常用海水ポンプの取水性に影響を与える漂流物とはならない。

<発電所敷地外(発電所南側エリア)>

- ✓ 鉄筋コンクリート造建物等の建物類については、部分的に損壊する可能性があるが、本来の形状を有したまま漂流物とはならない。
- ✓ アンローダ(クレーン)等の機器は地震又は波力により損壊するおそれがあるが、重量物であり、気密性もなく沈降することから漂流物とはならない。
- ✓ 常陸那珂港区に寄港する船舶は津波発生時には荷役・作業を中止し、緊急退避又は係留避泊を実施するため漂流物とはならない。
- ✓ タンク、サイロ、フェンス、街灯等は漂流した場合に取水口へ向かう可能性を否定できない。
- ✓ 車両については漂流物となる可能性があるが、漂流の過程で沈降すると考えられることから非常用海水ポンプの取水性に影響を与える漂流物とはならない。
- ✓ 防砂林については津波により倒木して漂流物となる可能性があり、漂流した場合に取水口へ向かう可能性を否定できない。

11. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止



(2) 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認(8/8)

◆非常用海水ポンプの取水性評価

- ✓ 漂流物検討対象の選定の結果、基準津波により漂流物となる可能性がある施設・設備として、以下のものを抽出した。

発電所敷地内:コンクリート片、外装板、車両、浚渫台船等

発電所敷地外(発電所北側エリア):5t級漁船

発電所敷地外(発電所南側エリア):コンクリート片、外装板、タンク、サイロ、防砂林等

- ✓ 漂流物が取水口前面に到達した場合における通水性に与える影響は、取水口を閉塞させるおそれのある面積に依存して大きくなることから、最も大きな面積を有するメンテナンスセンターの外装板を選定し漂流物による取水口の閉塞を想定した通水性評価を実施した。評価の結果、取水口が完全に閉塞することはなく非常用海水ポンプの取水が可能であることを確認した。

- ✓ 津波の襲来によりカーテンウォールが損傷した場合、取水口前面に堆積することから、取水口前面にカーテンウォールの部材が堆積した場合を想定した取水性評価を実施し、非常用海水ポンプの取水が可能であることを確認した。

◆非常用海水ポンプの継続運転評価

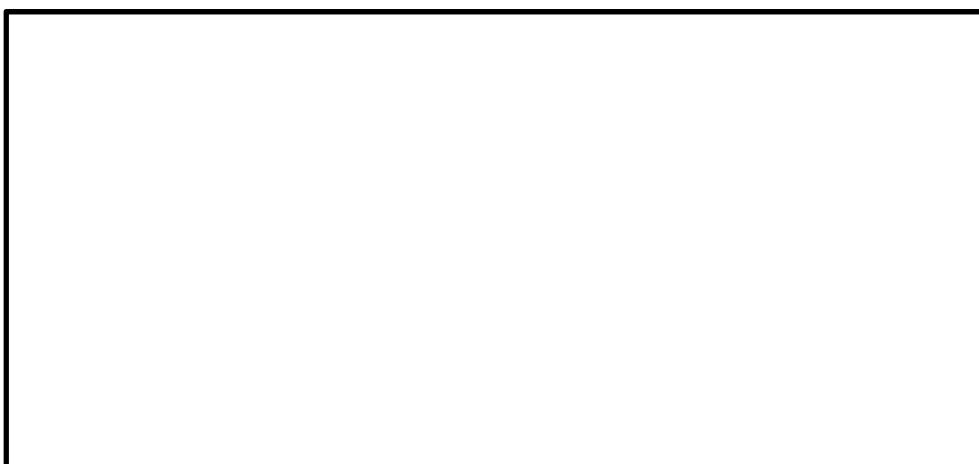
- ✓ 漂流物が貯留堰内に堆積し、有効貯留量が低減した場合を想定した非常用海水ポンプの継続運転時間を確認し、水位が貯留堰天端高さを下回る時間を包絡していることを確認した。

【漂流物による取水口の閉塞を想定した取水性評価】

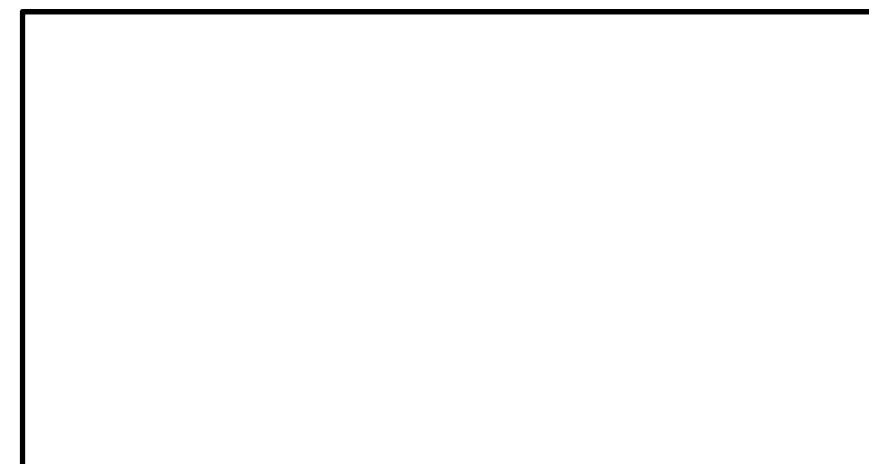
対象	想定閉塞面積(m ²)	取水口呑口面積(m ²)	取水の可否
メンテナンスセンター外 装板	234 ※1	□ ※2	可

※1:外装板を長さ34m、高さ11mの長方形として扱い、外装板に閉塞されうる取水口呑口面積を算出

※2:取水口呑口部構造図に示す内部寸法から、1口当たりの有効面積を幅□m、高さ□mの長方形の面積とし、8口分の面積として算出



【取水路断面図】



【取水口呑口部構造図】

12. 津波監視設備

- ◆ 津波の襲来状況を監視するため、津波監視設備として、津波監視カメラ、取水ピット水位計、潮位計を設置する。
- ◆ 津波監視設備は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、昼夜にわたり監視可能な設計とする。

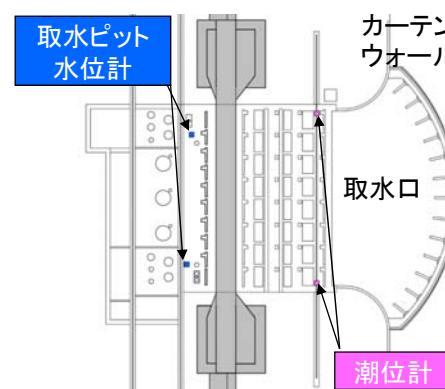
【津波監視設備配置図(全体)】



【津波監視設備の基本仕様】

項目	基本仕様	
名称	津波監視カメラ	
耐震クラス	S	
設置場所	原子炉建屋屋上 防潮堤上部	
監視場所	中央制御室 緊急時対策所	
個数	7	
夜間監視手段	赤外線	
遠隔操作	可能(上下左右)	
電源	所内常設直流電源	

項目	基本仕様	
名称	取水ピット水位計	潮位計
耐震クラス	S	S
設置場所	取水ピット	取水路
監視場所	中央制御室 緊急時対策所	中央制御室 緊急時対策所
個数	2	2
計測範囲	T.P.-7.8m ～T.P.+2.3m	T.P.-5.0m ～T.P.+20.0m
検出器の種類	電波式	圧力式
電源	所内常設直流電源	所内常設直流電源



【監視カメラ可視範囲】

【図①(海水ポンプエリア周辺拡大図)】